

琉球大学学術リポジトリ

自治基本条例の比較的・理論的・実践的総合研究 報告書No3：新しい自治体とこれからのまちづくり3 自治基本条例モデル条例

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 仲地博 公開日: 2009-11-16 キーワード (Ja): 自治基本条例, 市町村モデル条例, 沖縄の自治, 自治の新たな可能性, 自治体再編, 市民自治, 住民主権, 道州制 キーワード (En): 作成者: 仲地, 博, 江上, 能義, 前津, 榮健, 高良, 鉄美, 佐藤, 学, 島袋, 純, 徳田, 博人, 照屋, 寛之, 宗前, 清貞, Nakachi, Hiroshi, Egami, Takayoshi, Takara, Tetsumi, Satou, Manabu, Shimabukuro, Jun, Somae, Kiyosada メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/13168

3、自治基本条例モデル市町村最終検討会議 研究会議事録

日 時： 平成15年8月26日（火）

場 所： 琉球大学文系総合研究棟 702 沖縄自治研究室

島袋純：今日は、最終的な条文に対しての精査と最終的な合意をとりつけたいと思います。前回、8月9日の話し合いに基づいて、私のほうで総則から、最後の改正の文章まで修正して、印刷にまわしたつもりです。その中で、足りないなど自分でわかったところは、財政権について、財政自主権というのを財政に変えましょうということで合意ができたんですが、それについての記述が抜けていることぐらいです。ところどころ、もしかしたらまた書き直し足りない、あるいは問題提起があったのを書き込んでいないかもしれません。

それで、それは後から話しながら、この前の8月9日の会議にいらしていた仲地さんと高良さんと、それから、照屋さんのほうで指摘してくれると思いますので、進めたいと思います。

まず、前文はいいですね。前文は抜かして、総則からですね。この研究会の最初のモデル条例をつくったときに、合意を得た点でありますところの、まず、現在の沖縄の市町村のモデル条例として機能するような形に、どうにか整えていきたいというふうに思うんですけども、それで、前回に問題なかったところはどうでしょうか。もうそのまま、一応、条文ごと全部目を通していきますか、また。この前は（笑）……

一応、各項目の一番後ろに問題提起ということで、問題の条文あったところは全部挙げています。

それで、前は結構すごいスピードでやったのですが、問題提起がなかったところは、ひととおりの目を通しますか。

では、総則から順番に最終的な決着をつけていきたいと思うんですけども、総則で問題あったところは問題の条文の1と1-2、1-3、これは何かおかしいですね、これ。裏表が違うわ。違うなあ。判こ、印鑑の押し間違いだな。

発言者不明：いやいや、あっているよな。

島袋純：あっていますか。

発言者不明：うん。2項と3項に問題提起がなされているもの。問題は7、8なんだよ。

発言者不明：ただ、この7、8だけが問題なわけですか。問題提起、これ本当は1ですね。

発言者不明：問題提起の番号が……。

島袋純：これはもうあとで通し番号を打っておきます。

発言者不明：議会の項目というのは、もうずっとあとなんですよね。

島袋純：そうです。これは朝崎さんからの指摘があって、「1-2、住民と議会・行政は、他の条例・規則を設け」これ、「住民が規則・条例を設け」と書いてあるにもかかわらず、議会の項目で「すべての議案提出権は議会にある」と書いてあるわけですね。ですから、これが矛盾するということです。

仲地博：1-2の「住民と議会・行政は」の「住民」は、理念的な意味で住民を入れたんでしょうけど。直接的には議会は条例をつくり、行政は規則をつくるということですが、それと並べて住民が入ったのは、条例や規則の制定権は議会・行政にあるけども、最終的には主権者である住民にあるということで、住民が入ったんでしょうが、やっぱりちょっと何か法律のほうからみると、ここに住民が入るといのは違和感があります。議会・行政と並べられないんじゃないかなという気がします。

高良鉄美：「他の条例や規則等を設け」を強調しているのではなく、文章の切り口が、「住民と議会と行政は、この基本条例を尊重し、体系化を図らなければなりません。他の条例や規則などを設け、それを実施するために住民と議会と行政が基本条例との整合性に気をつけなければならない」ということでしょう。

仲地博：そうね。この「設け」が重要じゃなくて、「尊重し、体系化を図らなければならない」ということが重要だったんでしょうね。文章を書きかえるか、どうするか……。

高良鉄美：「他の条例・規則などを設け」という主語ではないんですね。条例や規則を設けるといのは、「議会」「行政」あるいは住民によるかもしれないけれども、要するにここでは主体がどうのこうのではなくて、条例や規則を守る、それを実施する場合に、この基本条例を根本に置くということでしょう。

仲地博：前城さんがどうつもりで書いたか、その考えに基づいていきましょうよ。

前城充：最初の「尊重し、体系化を図らなければならない」……。

島袋純：結局、みんながみんな尊重しなければいけないという話でね。

高良鉄美：どっちにしても矛盾はしていますよね。議会のところは。

島袋純：議会も何かしら手を入れないといけないと思いますが、こちらはとりあえず議会のところは抜いて、単独で考えることはできると思います。議会は後から考えるとして……。

仲地博：ここで言いたいのは、この基本条例が最高規範であるということをお願いしたいんでしょうから、このところをチェックしたらどうですか。この条例は我がまちのこと、何とっているの？「わたしたちのまちの」っていつているの。

島袋純：この条例は「まちの」という言葉は使ってないですね。

仲地博：自治体の？

島袋純：「自治体の」って使っていますね。

仲地博：「わたしたちの自治体の」にしますか。「この条例はわたしたちのまちの最高規範であり、条例・規則を設け、実施する際には、この基本条例を尊重し、体系化を図らなければなりません」。これ、うしろはそのまま使えそうですね。

島袋純：後ろというのは、この条例……。

仲地博：「他の条例・規則等を設け」、以下は使える。

島袋純：なるほど。主語を明確に書いたりするとかえって分からなくなるので、「この条例はわたしたちのまちの最高規範であり、他（ほか）の条例」これ、「他（た）の条例」と読むんですか。これ入れますか。「ほかの」「他（ほか）の条例・規則を設け、実施する際には、この基本条例を尊重し、体系化を図らなければなりません」と。

前城充：前文では「まちの最高法規」と出ている……。

島袋純：前文は前文でいいんじゃないですかね。

中嶋栄子：前文は「最高法規」で、総則のところは「最高規範」になるわけですか。言葉を統一しませんか。

島袋純：法規がよくないですか。何かしら規範よりは。問題ないですか、どっちでも。

前城充：どっちでも意味は同じなのですかね。法規も規範も。

仲地博：規範というと、何か私の言葉の感じではより抽象化された感じがしますね。法規というと、たとえば法規集の法規、制定された条文の形をもった法かなという感じがしますね。別に大丈夫じゃないでしょうかね、法規でも。

島袋純：法規にしましょう。解説文では規範でも使ってもいいと思うんですよ。規範のほうがより一般的社会的な言葉なんで、いいですね、解説文のほうでは規範を使っても。

前城充：解説でも法規だっていうから、そのまま……。

島袋純：あっ、そうですか（笑）。

新崎盛幸：他の条例と比較して、要するに、この自治基本条例だけをプッシュして、最高法規という位置づけを、法規を使う場合に……。

高良鉄美：この法規の中にいろいろな条例が入っているが、条例というレベルのうちでは最高法規ということだと思いますが。

新崎盛幸：たぶん、法的に見た場合は、他の条例、基本自治、基本条例もあれなんですよ。並列になっても、要するにこれを基本として位置付けるための文言になりますので、法規という言葉を使った場合に、そういった、他の同じ条例との位置づけ、〇〇〇抽象的〇〇〇いま、自治基本条例については法的にはどういう位置づけ……。

島袋純：ある条例を上位法規とか、下位法規とかそういう、優劣つけることができるかという問題ですね。

新崎盛幸：法規と使う場合ですね。

島袋純：だから、これは基本的に、環境基本法と、その他の法律で上下関係にあるという、何か判例がありましたね。確か。それと同じ論理が使われて、条例の中で上位規定、それから下位規定という、こういう分け方をすることができるという解釈が 実際の結果になってないですか。

高良鉄美：うん。と、思います。要するにいままでの解釈だと、条例は条例というふうに 並列的な考え方なんでしょうけれども、このとらえ方はやっぱりもっと実際の、根本的な、基礎になるような条例がいろいろな条例の中にもあるんじゃないかというとらえ方するわけですね。

新崎盛幸：僕らはこれを目指そうとしている。

高良鉄美：そうですね。だから、このとらえ方は意味がないかなと思うんですよ。それに見合う考え方が法律レベルの面でもさっきいったように、基本法があるわけですから、同じ法律で、みんな同じというと基本法と、通常法律との関係、それもあつていいわけですから。

前城充：こういう、上位条例があるというのは、これまでは概念的にはあまりなかったんですよ。

仲地博：いや、そんなことはない。川崎ではもう30～40年前に議会まで2度にわたって提出されています。

島袋純：それは川崎市の都市憲章ですね。川崎市都市憲章のようなものですか。その後、逗子がやって、それでできなかったやつですよ。

高良鉄美：基本的には条例というのは考え方としては、こんな感じですよ。

島袋純：1974年ぐらいあたりに、確か最初に提案されて、それで議会に否決されて、それから次に逗子がやって、それで、都市憲章型条例とかいう言い方もしますね。

高良鉄美：逗子もあれじゃないですか。そういうことを目指してつくっていても、あまりそこは従来の関連はいくらでもいいわけだから、要するに認められないかということからすると、認められなくはないという、1つの留保事項、つまり、地方に任されているという考え方ですか。

新崎盛幸：であれば、「法規」という言葉を使ったほうが、何か具体的な感じがしていいんじゃないですか。

前城充：これは解決ですね。

島袋純：ではここは、今のような文章を変えるということでもいいですか。

高良鉄美：中嶋さんがおっしゃったのはどんなでしたか。

中嶋栄子：「この条例はわたしたちのまちの最高法規であり、他の条例・規則などを設け」、あとは一緒です。

高良鉄美：「実施する際には」。「は」が入りましたか。

中嶋栄子：「実施する際には、この基本条例を尊重し、体系化を図らなければなりません」。

仲地博：ここはこの「基本」が取れるんですよ。「この条例」ですね。

島袋純：そうですね。「この条例」ですね。

仲地博：これ、みんな「この条例」になっていますね。

島袋純：あとはいいですか。1-2は、いいですか。

では、次は1-3が問題です。問題提起8になっていますけど、「この条例の趣旨に基づいて解釈・運用しなければならない」に変えては、というご意見だったはずですが、私のほうで何かメモで主語がなくなっていて、何だったかなと、どう考えても思い出さなくて。

仲地博：この案の文章と、問題提起の文章は少し意味が違いますね。この条例を解釈するときに、前文の基本精神でやれというのが、案なんですよね。ところが、問題提起のほうは、「他の条例を解釈・運用するときは、この条例の主旨に基づいてやれ」と。

島袋純：そうですね。じゃあ、他の条例というのは……。

高良鉄美：前文に一応、解説は法的拘束力をあたえるというのは、これは非常に重要なことと思いますね。

島袋純：そうそう。前文は単なる飾り言葉じゃなくて。憲法の場合、特に修辭的なものだからということで、何も憲法の前文が生かされないのでは、やっぱり前文は重要だと思いますね。

高良鉄美：結局、その問題提起8の「他」の部分は、上の2でいったところに、ちょっとそういう気持ちはないかな。

島袋純：何かされる気はしますね。

だから、1-3はやはり前文を生かしたいというのが、私たちの話し合いの中での趣旨だったと思います。それと、こういうのは普通、総則とかにないという話を聞いたんですね、この前。8月9日の会合のときに。

前城充：高良先生、この3に入れると、我々の主旨は反映されるわけ。前文を解釈…。

高良鉄美：ああ、あるんじゃないですか。前文も全体の一部を構成するという、要するに総則の条文の中に、まず前文というのは、基本条例全体の解釈指針である、あるいは、本文と同等の意義をもつ、その中で、法的拘束力が認められるとするわけね。

だから、もう問題提起の8は、そうしたら意味が違って、2に吸収されると考えて取ってもいいんじゃないですかね。

仲地博：案の2項ですね。最後のところですが、「体系化を図らなければなりません」のところを、「解釈・運用しなければなりません」に変える。だから、前文にすると「他の条例・規則等を設け、実施する際に、この条例を尊重し、解釈・運用をしなければなりません」。すると体系化も、解釈・運用と少し具体化されるんじゃないかなというような感じがしますが。

島袋純：なるほど。

前城充：体系化というのは、各自治体、それぞれいろんな個別の条例があって、いま、ばらばらになっているので、この際みんなきれいにまとめようという意味です。上位の条例が初めてできたので、それで体系化という言葉が入っていると理解してください。

仲地博：こういうふうにしますか。「この条例を尊重し、体系化し、解釈・運用をしなければなりません」。

島袋純：そうですね。体系化というのは、特に新しく設けるときはという意味があるんですが、ニュアンスが。解釈・運用というよりも、他の条例を設ける際にはということなんで。

仲地博：前城さんのイメージあるでしょう。いまあるやつを何か古い条例にそのままという感じがして、あまり整合性がないような感じがするということでしょうか。新しいのをつくるだけじゃなくて、ちゃんと改正せよと。

島袋純：なるほど。

前城充：改正もそうですが、実施しているものもちゃんと整理して、変えるところは変えて、きちっとしなさいよということですよ。

仲地博：けっこう、市町村は古い条例をそのままにして、運用で何とかやっているということがあるんですね。

島袋純：じゃあ、「体系化し、解釈・運用をしなければなりません」。

仲地博：2が、ていねいでいいんじゃないでしょうかね。まずは努力して管理しますか。

島袋純：いや、しないですよ（笑）。

「解釈・運用」ですか。「解釈運用」ですか、これ。

仲地博：指導があった、何かモデルがあったんだよね。「解釈し、および運用するようにしなければならぬ」「解釈し、」「解釈・運用」にしますか。

島袋純：「解釈・運用」でよさそうですね。中ポツはだめかな。じゃあ、「体系化し、解釈・運用しなければなりません」

中嶋栄子：ちょっと通して読んでみますね。「この条例はわたしたちのまちの最高法規であり、他の条例・規則などを設け、実施する際には、この条例を尊重し、体系化し、解釈・運用しなければなりません」

島袋純：「尊重し、体系化し」か。

仲地博：まどろっこしい感じがするね。

中嶋栄子：何とかし、何とかしがつながるので。

高良鉄美：とりあえず、いいことにする？

島袋純：見た目と聞く目でも違うかもしれないね（笑）。

仲地博：1を2つに分けますか。「この条例はわたしたちのまちの最高規範であり」「最高規範です」で切るかな。「最高規範です」。「他の条例・規則を設ける際には、この基本条例を尊重し、体系化を図らなければなりません」。

島袋純：これは、「解釈・運用し、体系化を図らなければなりません」で、「解釈・運用」を前に持っていったら、どんなですか。

仲地博：「解釈・運用し、体系化を図らなければなりません」。これはいいかもしれない。

島袋純：普通は体系化が先あって、解釈・運用が下にきそうなんですけれども、解釈・運用しつつ、結果として体系化を図られるようにしようという（笑）。変かな。

仲地博：「実施する際には」の中に解釈・運用が入っているような気がしますね。

島袋純：なるほど。それはそうかもしれないな。「規則を設け、実施する際には」なるほど……

中嶋栄子：それだったら、この実施の用語解説として、解釈・運用のことを指しますというふうに入れますか。

新崎盛幸：設ける場合は……。

仲地博：これ、よく考えてみたら、法律の規定もこの条例に基づいて解釈・運用をしなければなりませんというところを変えたらどうでしょうかね。

島袋純：それはそうだ。そうですね。法の自主解释权があるから、これ入れないと、法の自主解释权にならない。確かにそうですね。

条例だけを基本条例に解釈するんじゃなくて、基本条例を設置する重要な議論のときに、法律も国が法定事務とかいろんな事務をするのに、法律も自治基本条例に基づいて解説するわけです。そうしないと自治体の自治解释权にならないさ。それで裏付けないとだめです。

仲地博：それと、「この条例はわたしたちのまちの最高規範であり、他の条例・規則を設ける際には、この基本条例を尊重し、体系化を図らなければなりません」として、「法令を解釈・運用する場合は、この条例の主旨に基づいて、行わなければなりません」。

高良鉄美：問題提起の最後に生かして。

島袋純：なるほど。これは今言った「法令を解釈する際には、この条例の趣旨に基づいて解釈しなければなりません」これを1-3とするわけですね。これを別立てで。それとも、今連続して一つの文章にするんですか。一つの項目に入れるんですか。

一緒に問題ないかな。「この条例はわたしたちのまちの最高法規であり、他の条例・規則を設け、実施する際には」……

仲地博：ここでも実施は取ってですね。

島袋純：ああ、取る。「設ける際には」ですか。

仲地博：「設ける際には、この基本条例を尊重し、体系化を図らなければなりません」。

島袋純：「この基本条例を尊重し、体系化を図らなければなりません」それから、次一緒にして、「法令を解釈・運用する際には、この条例の趣旨に基づいて解釈しなければなりません」一緒にしますか。

仲地博：一緒にでもいいと思いますね。解釈を2回入れてもらって、いまの島袋さんのは。

島袋純：「この法令を運用する際には」ですか。

仲地博：「運用する際には」がいいかもしれないね。

島袋純：「この法令を解釈・運用する際には」。

仲地博：やっぱり、「他の法令を解釈」がよくないですか。「他の法令を解釈」……。

島袋純：「他の法令」……。

仲地博：いやいや、「他」は必要……。

島袋純：法令は必要ないような気がしますね。法令でいいですよ。「法令を解釈・運用をする際には、この条例の趣旨に基づいて解釈しなければなりません。」

仲地博：解釈が主語になるでしょう。だから、うしろの解釈を「行わなければなりません」でどうですか。

中嶋栄子：主旨になりますと、基本精神というふうにきますよね。だから、「この条例の基本精神に基づいて」というふうにしますか。それとも、「この条例の主旨に基づいて」のほうがいいんでしょうか。

島袋純：普通、基本精神というと、前文の基本精神と何か言いそうだけど、趣旨でいいんじゃないかな。眼目とするところ（笑）。

中嶋栄子：主旨に基づいて……。

仲地博：「行わなければなりません」でいいですか。

島袋純：「行わなければなりません」でいいですね。

「この条例はわたしたちのまちの最高法規であり、他の条例・規則などを設ける際には、この条例を尊重し、体系化を図らなければなりません。法令を解釈・運用する際は、この条例の趣旨に基づいて行わなければなりません」

仲地博：ずい分すっきりしましたね。内容も良くなったし。「運用する場合には」でしょう。

島袋純：「設ける際には」ですね。「法令を解釈・運用する際には」でいいんじゃないですか（笑）。

「基づいて行わなければなりません」、これ重要だったな。これは解説文に必要ですね。解説文にも「法令の解释权は自治体にあります」と。それで、自治体は自治基本条例に基づいて、法を解釈し、運用しなければなりませんというふうな、これは一応文章入れたほうがいいですね。

新崎盛幸：解释权という言葉があるんですか。

島袋純：自治解释权、自主解釈というのかな。松下圭一の本にも出ているように、使われるんですよ、最近。自治解释权で。

じゃあ、こっちは、1-2は進んで、1-3はどうしましょうか。

1-3は基本的な眼目は、この前文をどうにか生かしたいという話ですね。

仲地博：これでいいと思いますね。これは3はそのままいきましょうよ。

島袋純：たけど、前文の基本精神は、新しい立法の際にも生かしたいですよ、本当は。ただ、これは解釈・運用だけに生かすのかなという気はしないですか。

仲地博：いや、これは1-2ので入っているんじゃないかな。

島袋純：なるほど。

仲地博：設ける場合……。

島袋純：はいはい。じゃあ、3はもうそのまま生きということで、あとは問題なかったですね。あとは問題提起なかったと思います。

発言者不明：この1は……。

島袋純：1－3はそのままです。

発言者不明：生きさなければならぬと思いますよ。

島袋純：これは「生きる」という漢字にしますか。それとも活用の「活」かな。

発言者不明：どうなんですか。

島袋純：生きるという漢字っばいな、何か。生きるのほうがいいんじゃないですか。命を注ぎ込まれるみたいなイメージがあつて。

高良鉄美：これには書いてありますよ、漢字で。

島袋純：あつ、本当だ。じゃあ、生きるという漢字にしましょうか。

次は、平和的生存権ですね。平和的生存権、ないですね。

これは「具体的個別的」というのはひっくり返したただけですね。「個別的具体的」に。確かそうだったですよ。直っていますよね。こっちにまた「具体的個別的」に直っていないところがあるな。2－2が直っていないですよ。これ逆転です。一つだけ気がついて……

個別的具体的、個別具体的じゃないですよ。個別的具体的ですよ。

じゃあ、平和的生存権そのままでもいいですか。あとは……。

発言者不明：環境権？

島袋純：環境権、いいですかね。

仲地博：ちょっと戻っていい？ 平和的生存権で、暴力、貧困、抑圧、環境破壊の4つがあがっているわけですね。憲法は「恐怖と欠乏から免れ」と。欠乏は貧困と同じだけど、恐怖はいいですか、なくても。

いまの人間の安全保障は、たとえば暗い道を歩いていてもレイプをされないとか、失業の不安がないとか、そういうのを含めて人間なんでもしようといっているわけですよ。暴力、貧困、抑圧、環境破壊と4つだけ個別的にあげていて、これだけで十分なのかどうかと。これは「など」と代表的なのを4つあげたというふうな理解でいいかですね。あと、あげるとしたら何があるかと思って、憲法にしたら、恐怖と欠乏。だから、恐怖は入れたほうがいいかなと思ったわけですが、どうかな。

高良鉄美：恐怖の具体的な内容になるのは、暴力だとか、抑圧だとか、不安とかでしょうね。

仲地博：失業する不安なんかも入れているわけですよ。

高良鉄美：「など」と。

仲地博：あんまり「など」は入れたくはないね。

発言者不明：本当は入れたくはない。

高良鉄美：憲法には恐怖と欠乏と書かれ、「など」は入っていないですね。

島袋純：だから、あれですよ。今考えたんですけど、確かに恐怖と欠乏というのは、一番大元の抽象的な概念のような気がしますよね。だから、暴力、貧困、抑圧というのは全部、恐怖を持って我々は……恐怖と欠乏か。

仲地博：恐怖が入ったら、何か総括的な気はします。失業しないという恐怖とか、学校においてじめに遭う恐怖とか、人間の安全保障を脅かすものはすべて恐怖というふうにいったいいんじゃないかと。恐怖を入れたら、もう総合的かなと思いますけどね。

島袋純：それだったら、心理的な不安と、それから、物理的な不安と、この2つですよね。だから、それは心理的な不安というのを恐怖という言葉で、物理的な不安というのが……。

仲地博：暴力とかそういったもの……。

島袋純：物理的な不安が僕は欠乏かなと思ったんですよ。だから、憲法ではもしかしたら、この2つの恐怖と欠乏という……。

仲地博：そうですね。この4つが、現代的な4つを挙げているわけですね。暴力、貧困、抑圧、環境破壊。戦争というのはどうなっていますかね。

島袋純：暴力の形態じゃないですかね。

高良鉄美：中身はもう戦争に至るまではあらゆる暴力、つまり恐怖になっているのでは？

仲地博：恐怖だけを入れるのを提案しますね。

島袋純：恐怖。

仲地博：4つの中に恐怖。どうですか。

島袋純：順番としたら一番最初ですかね。

高良鉄美：これは解説のところにしよう。平穏な暮らしと生命の安全、基本的人権の保障になるわ

けですから、恐怖だけ入れて、恐怖だけ憲法で、欠乏が抜けてしまうのは問題がないか？

仲地博：貧困があるからいいかなと思って。

島袋純：これ、暴力、貧困、抑圧、環境などの恐怖と欠乏にさらされることなく、ということに総括した言葉にするとか（笑）。

仲地博：これは恐怖を入れるだけでやっておかないですか。ここにこだわっていると、ちょっとあとの時間が……。

高良鉄美：僕はあれなのかなと思っていますけど、逆に、恐怖と欠乏はもう憲法にあるから、むしろ、憲法にない言葉で恐怖と欠乏はあげたらどうかと思うんですよ。

島袋純：なるほど。

高良鉄美：そういう意味で、たとえば、要するに恐怖のもうちょっと具体的なものを例にあげると。

仲地博：恐怖の例を探して。

島袋純：不安。不安というのはだけど、漠然とし過ぎて、何でも不安ですね。誰でもみんなも……。

高良鉄美：本当はその不安というのはあれなんでしょう。戦争に至るまでの不安というのは、いじめもあるし、行動的暴力の犯罪がありますよね。

島袋純：抑圧だけど、ただ、恐怖というのは脅しですよ。抑圧というのも、暴力と抑圧という言葉の中にやっぱり恐怖、いや、脅しとしたほうがいいのか。

新崎盛幸：先ほどの説明の中で、大西洋憲章での恐怖と欠乏という言葉が大切でとおっしゃいましたが、その時代は恐怖と欠乏という言葉がよく使われたんですか。

仲地博：そうですね。あれから取ってきたんですよ、憲法から。

島袋純：これは、大西洋憲章自体から、抜き出してきたもので、日本国憲法の条文とほとんど同じ文書ですね。

これ、「暴力、貧困、抑圧、環境破壊などの恐怖にさらされることなく」でどうでしょうか。

仲地博：これいいかもしれないね。

島袋純：「などの恐怖にさらされることなく」欠乏も恐怖なので……。

発言者不明：「などの欠乏」。

島袋純：「環境破壊などの恐怖にさらされることなく」。

高良鉄美：いいと思う。これは環境破壊の、全体をまとめているわけね。

島袋純：ええ。「暴力、貧困、抑圧、環境破壊などの恐怖にさらされることなく」、これで要するに欠乏も一緒に恐怖だということ。

高良鉄美：私は、4つの事項が恐怖の例になっているのが気になるんです。これらの4つの事項、欠乏からもできるし、恐怖からも導くのは可能です。一方で、「4つの自由宣言」で恐怖と欠乏を別々の2つの自由としているわけですから、一緒だとすると「3つの自由宣言」になってしまう。

要するに、恐怖と欠乏は違うわけでしょう。この4つの字からいうと。4つの自由でもあるし、また憲法が恐怖と欠乏としているから、だから、恐怖だけあげると、何か欠乏を忘れていたような気がするんですが。

中嶋栄子：だから、「環境破壊などの恐怖・欠乏にさらされ、人権である生命の」だったらいいですね。

島袋純：今それが無難かな。新たに欠乏も恐怖も一種類だとかんがえているんですけども。

中嶋栄子：そうすると、この用語解説のところの4つが並べられなくなるんですよ。言論の自由、信教の自由、恐怖からの自由、欠乏からの自由。並列ではなくなりますよね。

仲地博：言論、信教、ここではもう入れないでいいと思いますよ、僕は。ですから、恐怖と欠乏から自由になりたいということが出てくればいいということですけども、恐怖を並列してあげたらどうですか。暴力、貧困、抑圧、環境破壊と並列で恐怖を。

島袋純：「環境破壊、そして、恐怖にさらされることなく」で5つにすると。

仲地博：あまり、こだわりはしません。条例つくる自治体とがその辺は、また考えればいいでしょうし、各自治体が。

島袋純：じゃあ、恐怖1点だけ、「、」で追加でどんなですかね。これは問題ないですよ、ここで1つ単語が増えるのは。

高良鉄美：暴力は恐怖ではないんですか。憲法とのバランスで気になるのは、やっぱり恐怖だけというこんな感じで欠乏が文言として入っておらず、恐怖を入れるという面ですね。

仲地博：その辺、恐怖というのは非常に広いだらうと。先ほども例をあげましたけれども、いじめに遭う恐怖とか、レイプに遭う恐怖とか、失業する恐怖とか、泥棒に入られる恐怖とか、我々の人生、生活が恐怖に充ち満ちているわけですよ。リストラされる恐怖。要するに、暴力というと、どちらかということ、物理的な力のイメージが強いわけですね、暴力をふるわれるというのは。それから、それ以外の心理的な、あるいは生活的な面に加わってくる恐れからも、我々は平和でいたいと。1人の人間が、人間として安心して生きているというのが、人間の安全保障ではないでしょうか。そしたら、その1人の人間の安心を侵してくるのは、物理的な暴力よりはむしろ、心理的な恐怖じゃないかなと思うんですね。

島仲徳子：不安になるというよりも、恐怖よりも、すべて人によって不安はもう違ってくるし、恐怖だと、ある日、突然私は、捕まえられて刑務所に入れられるかもしれないという、そういうのは入ってない。

新崎盛幸：範囲は、恐怖のほうが人間として直接脅かすようなニュアンスがあるんです。生活……。

島袋純：どうでしょうかね。僕も恐怖でいいような気がするんですけど。「恐怖」のほうだったら、「などの恐怖にさらされて」とまとめてしまったらおかしくなるけれども、ニュアンスが変わってくるけど。

新崎盛幸：仲地先生の話だと、恐怖は一番前に持ってきて（笑）。

島袋純：恐怖は一番前？

新崎盛幸：精神的な……。

高良鉄美：僕は、だから恐怖というのは、これ全部、たとえば、さっきの委員の人がいうように、抑圧は問題になるし、明日仕事なくなるというのは問題になります。そこらあたりの問題とか、人権抑圧とか。だから、恐怖があるんだったら、やっぱり欠乏も入れたほうがいいんじゃないかなという。要するに広い意味にしても恐怖だけ入ると、欠乏というの、貧困だけ指しているわけじゃないですよ。たとえば、愛情が欠乏しているとか、人間性が欠乏しているとか、いろんな欠乏がある。だから、恐怖と欠乏というのは非常に強い面がある、強い面がある一方、こっちに具体的にここに持ってくると、残りの4つと比較してどうなのかなということもある。要するに、対する重さが、貧困の中の2つの言葉がきちんとあるのに、1つはそのまま恐怖で、もう一つの欠乏は入らないというのが、繰り返しますが、やはり憲法の文言とのバランスでも気になりますね。

島袋純：じゃあ、6つにしますか。「恐怖、欠乏」。

高良鉄美：そうしますか。「恐怖、暴力、欠乏、貧困……」。

島袋純：バラすんですか。最後の5、6じゃなくて。恐怖は1番、暴力2番、抑圧3番、欠乏4番、貧困5番、環境破壊6番。

仲地博：これでいいんじゃないですか。

島袋純：じゃあ、これで条文の平和的生存権はこれで終了します。

次、環境権ですね。環境権、これは何かありましたか。ないですね。問題提起なかったですか。これは文章中、中点、マルポツが、やたら多すぎるということで、変えました。「住民、事業者、議会・行政は、」全部マルポツだったので変えました。いいですね。

島仲徳子：すみません。表記についてですが、「ゴミ」は一般的には、平仮名で「ごみ」だと思いますが、このままでいきますか。

島袋純：これがわかりやすいんじゃないですか。えー、平仮名でしたっけ。

島仲徳子：一般的には平仮名表記なんですよ。「ごみ」の収集とか。

島袋純：「ごみ」って、まず何語ですか。

島仲徳子：ごみは日本語ではありませんか？ ですから、片仮名表記はしないという公用文表記の決まりに従って、「ごみ」。

島袋純：ごみって和語なんですか。和語ではないんじゃないですか。もともとのヤマト言葉ではないんですか。

島仲徳子：外来語ですか？

島袋純：外来語ですよ。違いますか。これはヤマト言葉ではないんじゃないですか。

島仲徳子：ごみは平仮名にしています、条例などでは。

高良鉄美：そういえば、あの人は何かチリは方言といったよね。日本語ではないんですか。

島袋純：日本語だけど、ニュアンスが違うのでは。ウチナーグチ、沖縄で使うときは、チリというのは、ごみのことを言うけれど……

高良鉄美：ごみというのは漢字はあるの？

島仲徳子：ごみは平仮名で「ごみ」なんです。

高良鉄美：塵芥とかいうのは、あれなんですか。

仲地博：塵芥と書いてごみと読むわけではないでしょう。ごみは漢字ないでしょう。

前城充：条例は平仮名を使っているからな。

島袋純：漢字で書いてますね。これ何だろうな。

島仲徳子：条例を守る、それとも？

仲地博：本当だ、「塵芥」と書いてある。当て字ですね。

高良鉄美：考えてみたら、やっぱりごみというのは日本語かどうか。

島袋純：「チリ」というのは日本語でもあるけれども、チリというのは細かいものを言うんですよ。細かいものだけ。こんなのは、ごみと言うんですよ。

標準語では、チリは、だから、小さくなっているのを入れるから。粉みたいになっているやつがチリですね。しかし、沖縄では車でもチリになるって言うんじゃないですか。標準語では車なんかチリにならないですよ（笑）。こんなしてシュレッダーで細かいチリにはならないですよ。

仲地博：だから、こう書いてある。「土や砂、その他粉末状になって飛び散るようなもの」そして、「ただし、ごみ、紙くずのたぐいも含めてということもある」と。

島袋純：紙くずどころじゃないですね、沖縄のチリといたら（笑）。

仲地博：紙くずも含めていうのもあると。

島袋純：もうちょっと概念的に大きいものまで含めて沖縄のチリは該当します。

発言者不明：自然に関係するごみは片仮名とする？

島仲徳子：いえ、片仮名は外来語を表記するときに使うんですよ。ですから、「ごみ」は外来語じゃないから片仮名表記はしない。

島袋純：これは仏教用語かなんかだと思うんですよ、これ。

発言者不明：ごみというのは、考えてみると、漢字じゃないと思いますけど。

中嶋栄子：でも、仏教用語は全部漢字に置き換えられる……。

島仲徳子：漢字に置き換える際には、「常用漢字」というものもあるんです。原則として、それしか公用文には使用しないという……。

中嶋栄子：サンスクリット語…？

新崎盛幸：わからないな。

島袋純：じゃあ、平仮名にしますか。

島仲徳子：平仮名にしていたほうが、いいかなと。

比嘉俊雄：ごみでこれだけの議論が出たのは初めてだな。

島袋純：ごみ、しょっちゅう議論しましたよ。もう何度も何度も（笑）。どうしてもごみだけは使おうという……。

中嶋栄子：この間のフォーラムに来てくださった方の中で、この条文の中に環境を大切にしまちづくりをする権利が住民にはあるんだということを一言加えたらどうかという意見はあったんです。最初はこの条文の中にそれはあったんですが、まちづくりに参加する権利のところ、それは譲ったんですね。何度も繰り返されるので、とりあえずそういう意見があったということだけ伝えておきます。

仲地博：最近の環境権新しい考え方は、自然そのものが権利を持っているといういい方を始めているんですよ。我々が権利を持っているだけではなくて、木も権利を持っている、鳥も権利を持っていると。

島袋純：そうか、これ仏教的ですね、発想が（笑）。

仲地博：だから、そういう議論に対しては人権の共有性は何かということで、伝統的な人たちから反論があるわけですね。

中嶋栄子：たとえば、木を切るときに、その木の意思を聞かなければ切ってはいけないことになるわけですか（笑）。

発言者不明：イヌ権とか、木権とか、ネコ権とか、全部（笑）。

仲地博：アメリカではそういう判例があるんだそうですよ。自然に権利が認められて……。

島袋純：そうなんですか、アメリカの判例ですか。インディアンの〇〇〇先住民族の権利さえも認

めないのに、木の権利を認めるということがあるのかな。

高良鉄美：発想としてはけっこう、そういうのはあらわれているんじゃないですかね。

島袋純：これは、3-1とか、それから総論とか、全部一緒になって考えればおのずから出てくるようなもんだと思うんですよね。3-1だって、何ですか、自然に対する住民の権利という、享受する権利とともに、保存し、保全継承する権利、義務ということで書いてありますので。

中嶋栄子：結局は、自然そのものが権利を持っているということは、それを享受する権利が、私たちにもあるということと同じなんでしょうか。どうなんでしょうか。

島袋純：だけど、僕らはこのことについて、自然の権利、議論しなかったですね。だから、ここで新たに権利をつくらすというのは……。

仲地博：各市町村の皆さんが条例をつくるときには入浜権なんかも一緒に考えたらいいでしょうね。海浜を利用する権利。

島袋純：入会の権利ですよね。浜の入会権ですね。特に沖縄は基地が、海岸線が、あるいはリゾートホテルと取れない部分があるので。

では次は、4-1と4-2ですね。基本的人権を守る権利です。

新崎盛幸：ちょっといいですか。誤字があるので。条文解説の2の中に、2行目の「意義を唱え」と3行目の「意義を唱え」は「異なる議」ですね。

島袋純：ここは「人権の砦」を僕は全部書き足しましたね。いいですよ。

次はまちづくりに参加する権利です。これも8月9日の会合のときになくなっていたんじゃないですかね。やってないと思うんですけど。お見せしてないと思うんですけど。

発言者不明：見えていますよ。

島袋純：見えていますか。ああ、そうですか。よかった、よかった。こいつが音信不通で（笑）。

仲地博：4項は「責任があります」より「責任が伴います」はどうですかね。好みの問題でしょうが。

高良鉄美：主語がはっきりしないけど、住民ですよ。

島袋純：住民の責務というのは何か独立して条項を設けたらいいんじゃないかと、そういえば提案がありましたよね、8月9日に。これは基本的には住民だけじゃなくて、主語がないんで、議会に

も行政をもって解釈はできると思うんですけども、これ、まちづくりに参加する住民の権利だったんですよ、最初は市民の権利かな。それを住民に、長ったらしくなるので、削ったんですよ。

それで、議会のところで住民の責務というのがあったので、これは別立てで、住民の責務というのを、ここは責任か。住民の責任とかというのを条項を設けたらどうかということがあったんですかね。5、4と議会の監視義務のような……

(テープ替え)

……議会及び議員の責務としたところの8-8の、一番最後に「住民は議会と住民の総意の具体化に務めているか、常に評価し、主権者としての権利を行使しなければなりません」というのがあったんですよ。これは、議会及び議員の責務のところ、住民が主語となる文章があったらおかしいということで、アサヅカさんがお越しになって、これは削除したんですよ。それで宙に浮いているんですよ、どこかに落とすところがなくて。条文もただ単に削除しただけだったんですけど、住民の責任ということで、あるいは責務、別立てでどこかに新しく設立して移したほうがいいじゃないかというご意見だったんですよ。

仲地博：住民の責務としたのは、何と何ですか、いまの話に出ているのは。

島袋純：いや、これしかないですよ。議会の「住民は、議員と議会が住民の総意の具体化に務めているか常に評価し、主権者としての権利を行使しなければなりません」、24ページですね。

ほかの住民参加も必要となったら、まとめて移したらいいんじゃないかという話もありましたよね。8月9日に。だけど、具体的にほかのものがあるかという具体的な話はしないで、とにかくここは議会の章の条文のところに「住民は」が主語になるのはおかしいということで、結局、削除しただけになったんですよ。

高良鉄美：首長に対するのはない？

島袋純：首長は25ページですね。首長は、全部主語は首長です。

高良鉄美：だから、さっき、議会に対してというのは、首長に対する議員の責務にもない？これ載っていないかもしれないけど、考え方としては議会を監視するのは、首長に対してだと思うけど、いずれにしても、住民が選んだ機関であり、最後は住民が監視しなければならないのだろうけど。

島袋純：それはそうですよね。

高良鉄美：そうすると、まちづくりについての関係で何かちょっと変ですよ。全部削除する必要がある、それは問題があるんだろうけど。

仲地博：住民はまちづくりの主権者という意見は、これからすると監視や、評価とということでしょうかね。

住民の責務という、よくあるじゃないですか、総則の1-1「この条例は主権者である住民の権利

と責任を明らかにし」と。

まったくなかった条文を打つというのは、してもいいんですかね。

島袋純：文章自体はどこかにあったところをまとめてやるのは問題ないですけど、別に18項目というのは、18項目に限定しないといけないということではないと思うんですよ。僕は、18項目というのは本当に議論の都合上出てきて、次第にそれなりに説得力をもって、かなり確定してきてはいるんですけども……

仲地博：たとえば、住民の責務という項目を起こすんだったら、住民はこの条例を守り通さなければなりませんというふうなものだとか、それから、文章を考えると、住民は常に首長、議会を監視評価しなければなりませんとか、そういうのをいくつかまとめて入れるかどうかですよ。

島袋純：新しく項目立てるとなると大手術になりますね。確かに。かなりもう1年かけて、この18項目でやってきたということは確かに言えているので……

高良鉄美：もちろん、このまちづくりに参加する意見の大まかみたいなの、タイトルがそうなのかどうかわからんけども、1でいっていることは、まちづくり活動団体が、住民を巻き込むようなまちづくりをするのか判断して、この辺の不可欠な要素としての住民にはまちづくりの仕事に白紙の段階から参加する権利がある。また、まちづくりの中身を実施中、終了したあともまちづくりの仕事の評価し、それを次に反映させるのが「人間の権利」という解釈じゃないとダメじゃないかな。評価の問題もあるよな。

島袋純：これで、議論としては参加しないことで不利益を受けるということが一方では書いてあるのに、だけど、参加したままに、たまたま参加した人に発言と行動には責任が伴う。参加しないのは最初から無責任になるのに、こんなのは問わないのかという意見もありましたね。

仲地博：そういうのはまとめて住民の責務の項を起こすかどうか。それも項目を新たに増やすとなると……。

島袋純：相当な（笑）。これ、どうなのでしょう。私は、こういうのは、住民に対する責務という項目は全部要らないのではと思っているんです、実を言うと。実際のところも余計なお世話だという気がします。主権者である住民が議会と行政に対して、要するに一方的な片務契約ですよ、信託契約を結ばせるようなものだから、要らないのではと思って。したがって、住民の責務のほうは一切省いていいのではという気がしています、本当は。

高良鉄美：これでいいのかな。主権者であるということだけを明確にしとけば、住民の責務はおのずからわざわざ書かなくてもわかると。

島袋純：権利をまっとうに行使することが責任だと。それはそうですね、私の発想では。 そうい

う考えなんで、だから、その議会のところも省く。それから、この5-4も省くと。それでどうですかね。

仲地博：5-4も。

島袋純：5-4も省く。議会のところの住民の議会に対する監視義務というのは省く。基本的に、例えば議会には日本国憲法上は、議会における発言の無責任というのがあるじゃないですか。あれとはニュアンスは違うんですが、あれをやっぱり言うてくる人もいますよね。その責任を追究されたら、自由な発言できないじゃないかという人もいますんで、やっぱりニュアンスが違うんですけどね。これはちゃんとした発言をまちづくりに対してやりましょうという、ただそれだけなんですけど。

前城充：これはやはり、これからのまちづくりの中では大切な項目だと思います。これから自治を進展させていこうとしているときに、これまでの、お任せ民主主義から脱却する最初の1歩として、ここからはみんなが変わる、行政も変わる、住民も変わる。住民がかかわる1つの項目として載せておかないといけないのかなと思いますけどね。

中嶋栄子：たとえば、住民側がまちづくりにおける発言の責任を取れといわれたときに、どんな責任の取り方があるのかなと思うんですけど、どういうやり方をして責任を取ればいいのでしょうか。

島袋純：そういう責任の取るようなものじゃないわけですよ。

中嶋栄子：理念的に。

前城充：行政側がちゃんと情報を提供する責務も入っているし、わかりやすい情報を提供し、そのうえでまちづくりを進めていく中で、発言するときには責任が伴いますよということです。いったことに責任を持ってもらうことは大切です。そこまで真摯に受け止めて思いっきりやりますからねと。

中嶋栄子：これは理念なんだっていうんだったら、それをやっぱりどこかに入れ込まないと、この文言だけ読んだ人は、じゃあ、どんな責任とればいいのになってしまわないでしょうか。

島仲徳子：理念というと、何かプレッシャーのような感じがして。住民参加したいけれどもちょっとお役所は少し敷居が高くて、というような人たちが、もしいたら、1、2、3で「住民参加」・「まちづくり」は、みなさんの権利なんですよ、とって、最後に、しかし、「責任が伴います」という。実際には「責任」なんて追究はしないけれども。ただ、そういわれると、住民は、何かちょっとプレッシャーみたいなものを感じさせられてしまうのではないか。「責任ある発言をしてくださいよ」っていえば、その程度ですむような感じのことを、あえてここに置くかなと、いま、私も思いました。

前城充：これは書いておいて、先ほど仲地先生がいった、責任を伴いますぐらいに止めてもいいですけど、書いておきたい。自治体をつくるときに、これがある、ないでは議論の度合いが違ってくるので。

比嘉俊雄：念のためには置いておいたほうがいいと思うけど。

中嶋栄子：責任があるとやったほうが、住民の議論もより活性化するでしょうか。

島袋純：ちょっとニュアンスが違っている。責任がありますというときには、何か法的な責任があるというようなニュアンス。だから、言葉がとても強いんだけど、責任を伴いますというふうのは、道義的に責任がある。無責任にやったらいけないですよとみたいな、「伴います」には、そうならちょっと別次元になってしまうニュアンスがあるんじゃないかなと。

それで、どちらかというと、法的な責任が、責めを負うとかそういう意味ではなくて、ちゃんと無責任ではなく、やってくださいよという、そういうニュアンスが出ればいいのではないのでしょうか、もし入れるとすれば。ただ、なくてもいいような気がします。

高良鉄美：ここは市民と一体化したみたいなものがあるだろうけどね。

中嶋栄子：二セコ町や生野町でもそうだと聞いていますが、住民参画のとき、こういう行政側との話し合いの場では、最初の2、3年は行政に対する文句ばかりだとか。すぐには建設的な意見が出てこない。でも、その文句の次の段階に建設的な意見が生まれるんであって、この最初の、2年、3年の文句ばかりをここで何か否定するような感じがするんですよ。否定というか、最初から責任のあることいわないとだめよ、みたいにいつてしまっているような。でも、普通の人にとってみれば、まず、お願いだから不満吐き出せてっていう（笑）。無責任なこといわせて、いいたいこといわせてお願い、これをいったあとに責任あるこというから、だから行政側は3年は我慢してって、そういうのがあるような……。

島袋純：では、条例の改正で4年目にしっかりとしたものをつくと（笑）。住民参加を実際に実施してから責任ある発言を求めよ、住民参加が実現してないうちから、住民にも責任あるなんて言うなということですね。

中嶋栄子：責任あることをいうのは、3年待ってみたいな（笑）。

島仲徳子：ちょっときついかかと。行動の責任とりますよ。

照屋勉：責任があるかもしれません（笑）。

島袋純：そんないいかげんな。

新崎盛幸：無責任なことにはなりません。

発言者不明：そして、2との関係でいうと、ちょっと4はそういう意味では……。

与那嶺武：住民の方としては、やっぱりプレッシャー感じますか。「責任を持たなければならない」という部分は、やっぱりちょっとプレッシャーを感じますか？

中嶋栄子：最近ちょっと怒られているんだけど、行政側の人に対して、この間きつい内容のメール送って、それに対して責任とれといわれたらどうしよう（笑）。

与那嶺武：あまりにもむちゃくちゃな無責任なことはいわないという感じだと思うんだけど、住民は、きつく感じるかな。

新崎盛幸：住民を主体に考えたら、無責任なこといわないじゃないですか、あえて書かなくても。

与那嶺武：よっぽどの場合かもしれない。

新崎盛幸：よほどの変わりもんだったら、たとえる話も出てくるんですけど、自分たちを主体にして、自分たちのまちづくりを意見を述べる場で、無責任なこと、みんなレベルもいろんな対応されて、いろんな、わかんないから、みんなそれぞれ何かしら、発言する際には、それなりのものをもって発言しますから。

与那嶺武：自分の考えをいうから。

発言者不明：僕もそう思いますね。

島袋純：では、抜きますか。5－4は。

高良鉄美：一応、主権者であるというところ、そこも含めてある程度の主権者としての権利と責任みたいなものが、もうそこで主権者という位置づけの中に入っていると。あえて書かないでいいと。

島袋純：では、4番は抜きましようね。そして解釈文を抜くとしします。

次は、「教育と学習に関する自治の権利」です。これ、長いですね。これは議論をしてからなくなったのでしたね。

前城充：なくなった。

島袋純：教育と学習に関する自治の権利」という、結構、議論して長くなったんですよ、これ。

高良鉄美：いいんじゃない。自治において。

島袋純：これは、要するに日本の場合は文部省を中心になって、中央集権的な教育の体系があるので、それと独立した団体的な教育権と、それから住民自治的な教育権、2つがあるということですよ。

それで1条のほう住民のそもそもの権利と。それから、2番のほうその権利を保障するという義務ですね。議会・行政と。これ問題なかったですね、この前のとき。これはじゃあいいですかね。

次が7番。これも何かないですね、直した部分が。「議会と行政は」になっていますね。直してない。「議会・行政」です。

それから、「また」というのは、条文は使わないということでしたね。7-3。「また」を抜くとなります。

仲地博：いいんじゃないですか。

島袋純：はい、じゃあそのままです。

それから、「議会の責務」は「議会及び議員の責務」に、これ変えたんですよ。

これは問題提起1、2、3、4でいろいろあって、そのとおり全部書きましたけれども、これは1番どうでしょうか。

先ほどの、通常は議会は最高機関、地方議会の場合でなくて、議決機関ということで日本の地方自治法上は、最高機関という定義はなされていないということと、それともう一つは、「日常的に」というニュアンスが常時開催のように感じるもので、そうでなくて会期があって、1年のうちに日本の地方自治体の会期は異様に短くて、100日もないんでしたっけ。松下圭一は150日ぐらい、せめて会期を延長しろと言っていたけど、これ、100日もなかったら、もう日常的になんて言えないということですよ。

発言者不明：「日常的に」を抜いたらいいんじゃない。決定を行うというのを……。

島袋純：日常的には活動はしているんですけど、決定はやっぱり行っていないという部分があるということですよ。議会の規定が初めて入った生野町の規定では、最高意思決定機関と使っていますね。「議会は町民の代表として選ばれた議員によって組織された、生野町における最高意思決定機関であり、町民の意思が町政に反映されることを念頭に置いて活動しなければならない」

前城充：生野町をわざと入れたのは、ミスなの、これ？「生野町における」……。

島袋純：これは「生野町における」とわざと入れたと言っていました。これで生野町と使う場合は何かというと、ここに定義があるので、生野町というときは、地方自治法第1条の2、第2項に定める、普通地方公共団体の下の生野町、普通地方公共団体としての生野町における、自治最高意思

決定機関の、自治体のということですね。意思決定機関というのはだけど、法律上の用語ではないですよ。そういう言葉使わないでしょう。

高良鉄美：使わないことはないんじゃないかな。

仲地博：「議会は住民の総意を具体化する機関です」で止めたら、どうでしょうかね。「議会は住民の総意を具体化する機関です」。もう少し議会の地位を高めるために形容詞を入れますか。議会は住民の総意を具体化する「大切な」という主旨の言葉を入れると。最高とかというと、また二元代表制、長も議会もともに主権者である住民から選ばれるのに、なぜ議会が最高かという議論が出てくるので、最高という言葉を避けて、住民の総意を具体化するので、重要で大切なんだという主旨の形容詞を最高にかえると。何かいい言葉を。

島袋純：いや、しかし具体化する最も重要な機関ですと、同じですけどね。

仲地博：ただ、「重要な」だけにしますか。「最も」を取って、「議会は住民の総意を具体化する重要な機関」、そういうと重要な機関というのは当たり前だと議員はいうでしょうね。

新崎盛幸：しかし、ここでは二元代表制の可能性を打ち破るような感じが……。

島袋純：これは、だから、世界自治憲章の章にあわせて、今までの二元代表制のように完全に両立じゃなくて、首長の権限を下に落としたいという意見があったんですよ。

仲地博：だから、地方自治法の範囲とするかどうかの話になってくるわけですよ、そうなる。

他で見られる最近の提案はたとえば、議員から市町村長を選ぼうとか、あるいは合併をするときに村長の中から、その合併した連合的な自治体の長を選ぼうとかいう提案がなされるから、あまり地方自治法の枠を考えないので、いいのかもしれませんがね。だけど、実際に市町村で長や幹部や議員さん方に納得してもらうためには、分かりやすい、地方自治法の範囲内のモデル案を示したほうがいいんだろうと思うんですね。

島袋純：これは最高意思決定機関という言葉を使ったらおかしいですか。地方自治法上との整合性。

仲地博：法律では、意思決定は長なんですよ。議決をする議会は、たとえば、契約を結ぶときに議会は議決をしますけれども、契約を締結するのは長になるんですね。

島袋純：長。なるほどね。そうなるんですか。あらら、そうか、イギリスとは違うのかな。

仲地博：地方自治体の98条、議決事項と書いてあるんですよ。

島袋純：議決事項は限定できるんですよ。

仲地博：議会が議決したことも長は拒否もできますし。

島袋純：拒否できますが、3分の2のオーバー・ライドですね。3分の2多数によって首長の拒否を覆うことができます。意思決定というのは、やっぱり法的な何か関係を結べるというのが、意思決定になるんですか。法律的には。

仲地博：その自治体の意思を決めるのは、法律で権限を与えられている機関なんですよね。それを議会はコントロールするという考え方なんだろうと思うんですよ。

島袋純：日本の議会に出る法律はおかしいですね（笑）。

仲地博：さっきの島袋さんの案の「最も大切な機関です」を、もう少し何かうまくいえないですかね。「住民の総意を具体化する」というところをていねいにいうか。「議会は住民を代表し、住民の総意を具体化し、住民のために行動する機関です」みたいな。

島袋純：これは、そういえば問題提起ありましたよね。あるかな。ありますね。問題提起3で。

仲地博：どうですかね。議会の理念的なところを一応表現すると。ですから、「議会は住民を代表し、住民の総意を具体化し、住民とともに行動する機関です」みたいないい方。イメージ。そんなふうな感じの文章にして、「この自治体の最高機関です」と。「日常的に行う自治体の最高機関です」ということを別の言葉で表現する。

島袋純：なるほど。

仲地博：前城さん、前城さんの柔軟な頭で出して。

前城充：ニセコ町長は自治機関といったんだよね。

島袋純：自治機関っていいかもしれないね。

仲地博：じゃあ、5と1を合体させて、もう1回見ますと、「議会は住民の代表であり、住民の総意を具体化し、住民全体の幸福を追求する機関です」。

島袋純：なるほどね。「住民全体の幸福を追求する住民の機関です」（笑）。住民のための住民によるとか（笑）。

高良鉄美：最高の議決機関にしましょうかね。

仲地博：そうね、〇〇〇とか何かいろんなものがあるけど、いいかもしれないね。

島袋純：最高議決機関という言葉はあったんですよ。ずっと言われていて、それだったら問題ないだろうということで、最初からその決定を「日常的に」というのは問題あるかもしれないけど、「自治体の最高議決機関です」にしようという意見があって、最初それで、それでもいいかなと思っていたんですけども、一たん、それで、僕も自分の強固な意見を抑えたんですけども、議員のほうからやっぱり最高機関にしようという巻き返しがあってですね（笑）。

仲地博：

じゃあ、もう1回提案ね。「議会は住民の代表であり、住民の総意を具体化する最高議決機関です」、自治体は要らんでしょうね。

島袋純：これはあれですか。「議決機関です」と終わっているんですけども、そういった議会の位置づけというのは、「です」で終わるというのも条文としては普通、あるのですか。こういった機関の位置づけということと言っても。普通、「何とかしなければなりません」とか、全部そうですよね。

仲地博：国会は国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関であるから、説明でいいんです。

島袋純：はい、わかりました。では、これは例えば、住民の代表であるというところに、主権者である住民の代表であるとか、そういう言葉を入れることによって、もっとその議会の重要性をあぶり出せるということは、不可能ですか。可能ですか。

仲地博：いいと思いますよ。

島袋純：「議会は、主権者である住民の代表であり、住民の総意を具体化する最高議決機関です」これは本当は当たり前のことみたいで、何か要らないような気がしますね（笑）。

高良鉄美：これ、8-5は議員が主語だから、代表になっている。「議会は」というと、代表じゃなくて、代表機関になるんじゃないですか。

仲地博：じゃあ、「代表し」にしますか。「議会は主権者である住民を代表し」。

島袋純：「代表し」がいいかもしれないですね。「代表し、住民の総意を具体化する最高議決機関です」、いいですね。これでいいですね。

島仲徳子：最初のほうがきれいな、いいような気がします。「議会は住民の代表であり、住民の総意を具体化する最高の議決機関です」。

島袋純：「主権者である」は抜かすということですか。

島仲徳子：主権者は入れない。

島袋純：どうですか。じゃあ、「主権者である」重みは「主権者である」……。

高良鉄美：住民がみんな主権者であるというのは、もう前にも出ているから、位置づけはもう明快だから、いいか。

島袋純：じゃあ、最高機関というのをやるために、その「主権者である」というのを入れたいなと思っていたのですが。先ほど言ったように、最高という言葉にとってかわる言葉を入れるとしたら、「主権者である」というのを入れたほうがいいかなと。

島仲徳子：「最高機関」の前に「総意を具体化する」というのがきますので、まだわかるんじゃないかな。「住民の総意を具体化する最高の議決機関」、ここで……。

島袋純：「最高議決機関」ではなくて、「最高の議決機関」ですか。

島仲徳子：そうです。はい。最初、おっしゃってましたね。「議会は住民の代表であり、住民の総意を具体化する最高の議決機関です」と。

仲地博：それでいきましょう。

島袋純：「住民の代表であり、住民の総意を具体化する最高の議決機関です」。はい。じゃあ、これですね。

高良鉄美：朝崎さんが、代表するのは議会じゃなくて、議員じゃないかと。議会は組織として、つまり代表機関という意味なのでということだったと思います。

島袋純：だけど……そうっていましたっけ。

仲地博：だから、議員も議員にまとめなさいと。議会は議会というふうに。だから、下のほうは「議員は」が主語で、上が「議会」が主語になって……。

島袋純：「議会は住民の代表である」と言わないですか。「議会は住民の代表機関である」ですかね。

仲地博：「国民を代表する議員をもって」というのが憲法の国会で、国会代表機関。

島袋純：じゃあ、「議会は住民の代表である」といえないですね。

仲地博：「住民を代表し」だな。

島袋純：「住民を代表し」？

高良鉄美：「住民を代表し」だったんじゃないですか。

島袋純：そしたら「主権者である」も入れたいですね（笑）。

島仲徳子：入れてください（笑）。

島袋純：「議会は主権者である住民を代表し、住民の総意を具体化する最高議決機関です」。

高良鉄美：「最高の」。

島袋純：「の」は入れたほうがいいの。

仲地博：「自治体における」は要らない。

高良鉄美：当たり前のことだな。

島袋純：じゃあ、1番、8-1は、もう決着と。「議会は主権者である住民を代表し、住民の総意を具体化する最高の議決機関です」と。

8-2が問題ですね。これは削除になるのかな（笑）。

高良鉄美：これ、主旨は何だったんですかね。

島袋純：これは、議会というのは、西欧民主主義という場合、通常は今の時代、議案の提出権というのは、大体議会はそれだけ独占しているということですね。議決権を……

前城充：そうですね。日本の常識。あるいは地方自治法の法自体がおかしいという発想ですね。これは1項の最高機関があって、2項が連動して生きてきているものなので、1項だけ消えてしまったら、ここは力がなくなるような（笑）

島袋純：そうなんですよ。

前城充：なるほど。

島袋純：解釈の仕方、解釈っていってもこんな、ここまで解釈できないとは思うんですけども、

本当は議会というのはあれですね。こういった議案の提出権があるんじゃないかという話ですね。

仲地博：2項は削りましょう。

島袋純：削りましょうか。

難波田到吾：いまの段階では議案の提出の努力義務みたいなものがあるのでは。いまはもうほとんど議案を提出しない人もいますから。

島袋純：予算案は、執行部のほうに提出権があるんだけど、普通の条例に関しても議員は一切やらないから、それぐらいは義務化したいというのがありますよね。

比嘉俊雄：ここはもう新しい将来の地方自治の……。

島袋純：ここはちょっと無理なんで、もし可能性があるとしたら、条例案の提出に関して何かしろ、もっと努力せよというようなことがのつけられないかですね。

だけど、基本的にこの構造と違うので、削除しましょう。

それで、8-3は、「議会活動に関して、わかりやすく、かつ詳細に住民に伝えなければならぬ」これはいいですね。

島袋純：これは、別々にする理由は、地方の某議会……候補出してないんだけど、議会として伝えないといけないと同時に、議員も議会がやっているからいいよということでやらないやからが結構いっぱいいるわけですね。だから、それぞれに課さないでだめだということです。

高良鉄美：もうまとめられないかね。それぞれ、主語が、議会というのと議員というのが違うだけであとはほとんど同じだからね。

島袋純：「議員および議会は」としますか。

新崎盛幸：うん。そうだから、上が「議会および議員の責務」とあるから。

島袋純：じゃあ、これまとめましょうね。「議員および議会は」と。「議会および議員は」ですか。

発言者不明：「議会及び議員の活動に対して……」。

島袋純：何か一緒にまとまっているから、「議員が俺はやらなくていいよ」と言わないか、まだ心配ですね（笑）。

これは省きましょう。じゃあ、6条も削除と。

8-4は、これ、ちょっと書いてあるんですよ。「議会の本会議、委員会その他の議会付属の審

議機関の会議」と。「会議」まで入れたんですよ。

仲地博：「議会付属の審議機関」というのは、これは何ですか。

島袋純：これは新しく地方自治法の改正によって、議会に審議機関が設ける、参考人と審議機関というのを委員会みたいなものができたっておっしゃいませんか。

仲地博：だから、僕がいったのは、情報公開の審査会を議会に置くことができるようになっているという話をしまして、それを念頭に置いていましたけども、朝崎さんから、あれは地方自治法で本当にそうですかというふうな電話がありまして、いわれてみたら、あんまり自信がなくなって、公安委員会は法律を改正して、付属機関を置くことができるようになったんですけどね。公安委員会に審議会を置くことができたんですが、付属の審議機関を、議会にも置けるかどうかというのは、どうも自信ないな。

島袋純：あれっ、そうでしたっけ？

仲地博：これ、参考人制度はできましたけども。何年か、2、3年前かな。

島袋純：ああ、そうですか。

仲地博：うん。

島袋純：これ、じゃあ高良先生。

高良鉄美：僕が考えたのは、たとえば、オンブズマンのような行政監視機関、こういったものが行政付属の機関になって、行政監視のような機関はある程度議会付属のほうが、そういう意味でオンブズマンのような付属機関というのを頭に入れたんですけども、少し前にオミットというか、付属機関というのはないですかね。

仲地博：議会に置けないから、長のところに置いているんじゃないかな。

島袋純：だけど、じゃあ、禁止規定はあるんですかね。だめですかね。

仲地博：いや、待てよ。それはどうなのかな。それは難しい解釈論ですね。

島袋純：いや、たとえば、本当にいろんな審議会みたいなやつを議会に置いて、議会で何かしら決定するという道筋は可能性ないですかね。

仲地博：だから、議会そのものが合議制の機関ですよ。合議制の機関に、さらにまた合議制の機

関を置く意味は何なのかな。

島袋純：専門家の意見、助言、諮問。それで、その諮問を委員会に勧告とか意見とか出させて、それをもとに予算編成して条例案を作成したいということですよ。

仲地博：それは、たとえば参考人の制度があるわけですよ。これを専門家集団の審議会として置く必要が……。これは、原案は高里さんが書いたんですか、付属の審議機関は。

島袋純：付属の審議機関はだれが書いたんだろう。これはワークショップででてきたんですよ。いつの間にか出てきて、これはあんまり議論したことないですね。これは又吉健太郎さんでしたね。これについて詳しく議論したことないですよ。

仲地博：ちょっと待ってよ。せっかくだから電話してみよう。

(電話中)

朝崎さん。どうも、すみません、仲地ですが、この間の議会の議決機関の話ですけどね。あれはどうなっているか、回答ありますか。うんうん。うん。いや、もう公安委員会はいとして、議会はどうか。うんうん。うんうん。議会の情報公開の条例を議会が独立制定している場合に、不服申し立てを審査する審議会を置いている例がありますか。東京都。うんうん。東京都の審議会がどういう形で置いているかというのをわかったら、教えてもらえませんか。はいはい。はい、すみません、お願いします。はい、どうも、おじゃましました。うんうん。どっちでもけっこうです。研究室にいなければ、携帯にください。はい。すみません、よろしく。

(再開)

島袋純：地方自治法をみると、ないですね(笑)。

高良鉄美：もってないと、禁止事項かという問題からすると、まったくできないという禁止規定はないね。

島袋純：ないですね。

高良鉄美：だから、そういう意味合いがこれはあったんじゃないかと、将来的なものを含めて提案するという意味で。でも条例にはこんな表現はないですね。

島袋純：ないですね。

仲地博：たとえば、考えられるのは、議会史編集の審議会を置くような場合があるわけですよ。たとえば那覇市は議会史をつくっていて、それは編集委員会みたいなのを置いているわけですよ。

島袋純：なるほどね。これは、ほとんど作業のための仕事組織ですよ。

仲地博：作業というか、意思決定したりもしますよ。南風原も外部委員含めて置いて、南風原の議会史は……。

島袋純：なるほど。

高良鉄美：これは議会のほうから入れるというか、議会に関連しているからという性質的な面あるんじゃないですかね。

前城充：でも、そういう審議機関は最終的に議会で議決をするための、その研究をする審議機関ですよね。その意味ですよね。最終議案を議決するための調査研究をするブランチみたいな感じ。諮問して、これを議決するのは議員ですよね。だから、さっきいった議会史編纂とはニュアンスが違おうし、これを議会が諮問機関に諮問して、諮問だから、答申が出てきますね。答申を受けて、何をするんですか。

島袋純：答申を受けて委員会で決議する。審議して決議。これも、審議も諮問機関っぽいので、そういった付属の機関、あるいは付属の会議……

仲地博：うん。そうすると、何か無難かな。

島仲徳子：「委員会その他の会議」にしたらどうですか。

島袋純：その他の会議であると、休憩中とかいろんな会合とか、すべていって余計いいかもしれないですね（笑）。

イギリスの自治体の情報公開法には、委員会、小委員会、作業部会もすべて公開対象になっています。休息にして審議を公開対象から外すというのは原則的に認められないわけです。

仲地博：「委員会それぞれの会議は」にしておきますか。

島袋純：そのほうがいいんじゃないですかね。何も問題も起こらないところで。

高良鉄美：「の」が多かったから、かえって1つ減ったからいいですよ。

発言者不明：「その他の会議」すべて。

高良鉄美：会議公開というのと、ちょっと幅を広げるわけですね。委員会のね。

島袋純：こっちはこれでいいですね。

それから、8-5は、これはこのまま住民代表に入ったので、これカットですね。6もカット。

「住民とともにまちづくりに取り組む」何かちょっと間抜けっぽいですね（笑）。今ごろ何でこれ言うって感じですよ。そういうレベルの議論じゃないだろうとみたいな感じですね。

どうしますか。何か削除しますか。

ただ、思うのは、イギリスと日本の自治体と違うのは、地域担当職員って、最近沖縄入ってますよね。自治体の職員にまちづくりコーディネーターとして入れると。それだけ、わざわざまちづくりコーディネーターを任命して、それで、200万円だか300万円だか嘱託でお金払って、それでコーディネーターさせるという。本当はそもそもこれは議員の役割じゃないかなと、イギリスの自治体みると。どうもそういう気がして。それはあったんですよ。

それは住民投票条例の例の高浜市、わざわざ地域コーディネーターを、職員でもない、議員でもない人を任命して、嘱託で採用して、何百万か、専従でさせると。これはおかしくないのかな。これは議員がやらないのかなと。それが、イギリスの場合は全市にわたる専門の委員会の委員であり、かつ、その地域から区割りなんで、小選挙区制で採用されるので、その選挙区のまちづくりコーディネーターとして、例えどういう党派から選ばれようと、全部の住民の人の意見を聞かないといけません。この二つの役割を兼職しています。また、その〇〇〇〇いるんです。どうもこんなのは那覇市の議員は一切やらないですよ（笑）。

そういうのがあって、ただ、それやると、かえって沖縄の宜野湾市とか何とかの場合は、自治会代表の人がいるから、そこが問題ですよ。そんなこと言わなくても、宜野湾とか、もうちょっと田舎のところにあると、地域代表になってしまっているんですよ。

前城充：田舎じゃなくても、完全に……（笑）。完全だからね。

島袋純：これはどうでしょうか。抜きますか。抜いてもいいと思うよ。当たり前のこと言って。

高良鉄美：住民を代表するというのがあるので、具体化するといえ、可能性はあるんじゃないかな。

島袋純：そうしましょう。じゃあ、抜きましょうね。そのまま〇〇〇〇置いていても。

じゃあ、8-8は、それは問題あるんだよね。これも何か議論ありましたよね、8月9日に、この条文では「直接的な民主主義の権利を妨げてはなりません」議論あって、まあいいかということで、これだけは残しておいたような気がするんですが。

前城充：逢坂さんも「ここまでいい切れますか」っていっていましたよ。その真意がわからないんですよ。

発言者不明：たとえば、非常に問題がある住民投票〇〇〇〇住民からの要求があったときに、議会は〇〇〇〇ですか。

島袋純：これはどうかな。これはちょっと難しいなあ。

前城充：何が難しいの？

島袋純：いや、多分、逢坂さんが言っていたのは、例の米の問題で、米の冷害で、農家がむちゃくちゃ苦しくて困っていて窮地に陥ったときに、ほとんどかなりのニセコ町の農家が集めた署名が出てきて、米農家に支援しろと。だけど、どんなにニセコ町が大多数の署名を集めたとしても、断固拒否すると言って、拒否したと話していたでしょう。逢坂さんが米農家に支援しろという町民の大多数の要請を拒否したらいいんですよ。そのとき、もし例えば住民投票なんかで署名が集められて何か条例つくられて、農家に寄付しようということであっても、恐らくニセコ町長は断固拒否するということですよ。だから、直接的な民主主義の権利であっても、本当に何か自分が信念とする公共制度とは何かということに照らし合わせたときに、自分の信念の、自分の良心に基づいて、公共制度とは何かと照らし合わせたときに、自分はあえて拒否権を発動することもあり得るということですよ。

それは議会は議会でもた、実をいうと住民参加は基本的にやるべきとか、それからどんどん意見を言う人というのは、特殊な利益に基づいている場合が結構多くて、住民参加と言っても。もしかしたらそれを追及することによって、だれにも声なき声とか、あるいはだれも利益を主張しないけれども必要なことだとか、その声が拾い上げられないから、議会はそういっただれも要求しないような、ただ必要なことなどを配慮しながら、決定しないといけないんじゃないかとも言っていたので、恐らく、だから、普通古典的にたっている議会と首長と住民がともに連携してパートナーとして、実際にこれがお互いに職権で公共制度は何かということを考えることによって、そして、ある一定の結論に到達しましょうという、これはよくある議論ですよ。こういう図式というのは、首長も議会もそれぞれ独自に考えていて……

高良鉄美：たとえば、権利を尊重という部分は、要するに、最初のプロセスのことをいっているんじゃないですか。決定をどうのこうのじゃなくて……。

島袋純：だから、ニセコ町長は恐らくそういうニュアンスで僕はとらえて否定的なことを言ったんじゃないと思うんですよ。僕らがこれを考えたのは、要するに名護市の住民投票のプロセスとか、いろんな住民に直接請求して認められたやつを言えなくなったじゃないですか、本当に入り口の時点で。それが念頭にあったから、これが出てきているという、これだけの流れはあったんですよ。

高良鉄美：だから、たとえば、住民のほうから出てきた条例案なり、住民投票条例案が法的に問題があるなら別にしても、明らかに違法だという場合に、それぞれ住民が単に希望を盛り込んだだけで、違法性などを考えたりしたことがなかったとか、それだったら、違法性を避けて意図的に変更してしまうと住民の意思と異なる場合があるので、そういうことやらないということは、だから、議会の審議において結果がたとえば、いや、これは条例にはできませんというなら、それは別に尊重してないとはいえないでしょう。

前城充：そこはさっきもそうだ。

島袋純：特に名護の事例とか、ひどかったですからね。そういったのをどうにかやっちゃいけない

よと。

発言者不明：あれは大丈夫だったかな。

中嶋栄子：大宜味村の塩屋湾の埋め立てなんか、そうですね。町長と議会が埋め立て賛成で、反対する住民が、せめて住民投票してくれと400人ぐらいが申し立てしましたが、それはもう全部却下されましたからね。

発言者不明：沖縄市議会も（笑）。

島袋純：だから、こっちはそういった事例があるので、沖縄では目につくので、それは入れておきたいなという話し合いでしたね。

前城充：さっきの逢坂さんが気にしているようなものは、公共性に関しては説明がしっかりできていて、納得できるものなら大丈夫なんだよね。

島袋純：うん。どんなですか、8-8は残したほうが良いと思う、それとも問題があるのか。

新崎盛幸：「尊重しなければならず」まではわかるんですけど、その「妨げてはなりません」というのが……。

島袋純：権利を妨げてはならない。民主主義の権利というのは、基本的に地方自治法上認められている権利以上に、自治基本条例で認められるということではできないですね。あと自治基本条例でいろいろできる、もし制度設計すればできるかもしれないですけど、これに基本的に地方自治法以上の権利、直接民主主義の権利という、あまり〇〇されていないんです。地方自治法上で収まるような権利しか〇〇〇〇していないんで、だから、問題ないんじゃないかなと思います。

高良鉄美：この解説は必要かもしれないね。ゆがめてとかなんとかそういう、意図的なものとかね。そういう意味合いであって、必ずそれを取り上げてこうしなければならないということじゃない。この辺、心理的なものも入っていると思う。

仲地博：いまの妨げてはなりませんというのは、妨げるのというのが具体的に考えられるかという意味でしょう。議会が民衆の権利を妨げるというのはどういう場合を想定しているか。

新崎盛幸：だから、8-1の条文との兼ね合いが気になるんです。8-1では、住民の総意を具体化する最高の議決機関という位置づけをして、そこに民主主義が持ち込まれた場合に、妨げるというのを……。

島袋純：これは住民の総意に関して議会と住民投票と、あるいは直接的な住民の意思の問題と、ど

っちが上位になるかと。

新崎盛幸：民主主義の権利とあるいはプロセスを尊重するで留めるんだったら分かるんだけど、それをあえて妨げてはなりませんという。

島袋純：これは、妨げるやつがいるからかな。（笑）

高良鉄美：上のところでちょっと、この部分に関して条文別に解説がないんだけど、この問題をちょっと入れていいんじゃないですか。

島袋純：妨げてはなりません、中間、尊重しなければなりませんで切っておく。

新崎盛幸：何か妨げるものがそこにないかなという。

中嶋栄子：妨げる人はいるではありませんね。

新崎盛幸：だけど、8-1で、住民の総意をして、高らかに何か位置づけているじゃないですか。自分もそこで何か……。

島袋純：モデル条例とする役割を考えれば、「妨げる」はないほうがいいですかね。では、「尊重しなければなりません」で。

高良鉄美：特にそういう被害のあった自治体では、これの「妨げてはなりません」を入れるところもあるかもしれない（笑）。それだけじゃ弱いので。

島袋純：これは「尊重しなければなりません」で、住民の規定は、切りますか。

「住民は委員と議会が住民等に常に評価し主権者としての権利を行使しなければなりません。」これは余計なお世話ということで、切りましょうね。先ほどの5-4と一緒にですね。

では、次は25ページ。首長の責務。これは問題提起5、これは「議会の意思を尊重しなければなりません」というのを削ったんですけれども、これは尊重規定によって、首長の諮問機関にしようということに削除してしまいました、そのまま、出せないなと思って。かわりに、「自治体は議会がその役割を果たせるように十分注意しなければならない」というような条文を議会のほうに設けてはという、そういう提案がありましたね。

仲地博：8のところに入れるには、何かちょっと難しいですね。8は議会および議員の責務となっていますでしょう。24ページの提案は、長の責務の話になっています。

島袋純：そうですね。自治体は、議会がその役割を果たせるように十分に配慮しなければならない。これは入れるところがないですね。議会に入れられないとしたら、ほかに入れるところはないです

よね。

仲地博：長の責任のところに入れるのはどうなんだろうな、ちょっと特記しますか。

島袋純：では、主語は「自治体は」じゃなくて、「首長は」にしますか。首長は議会のその役割を果たせるよう十分に配慮しなければならない。それだったら問題ないですね。首長は議会における審議の活性化に協力し、議会の意思を尊重しなければなりませんという。首長は議会がその役割を果たせるよう十分に配慮しなければなりません。

仲地博：たとえば、議会の事務局を充実させるとか、図書室を一つつくとか。

島袋純：議会の事務局にまともな人材を出してくれと。それからもうちょっと、人員も予算も増やせとか。

仲地博：いいんじゃないでしょうか。いまの島袋さんがいったとおり、首長は、議会における審議の活性化に協力し、議会がその役割を果たせるよう十分に配慮しなければなりませんと。議会が資料を出せといっても、長は出さん場合もあるわけです。

発言者不明：ないと、あるところもあると。

島袋純：では、そうしましょうか。これは9のおそらくこれがもと4だったんじゃないかな。

発言者不明：協力し、議会がその役割を果たせるよう十分に配慮しなければなりません。

島袋純：これが9-4にしましょうね。それで……。

曽根淳：ずっと住民、住民できて、3と4は何か説明、説明できて、間に入った。

島袋純：では、9-5ですね。9-5で、とりあえず次9-6と。とりあえず仮の番号付けて、あと、そういえば何か思い出したんですけど、9-2とか要らないんじゃないかという話もなかったでしたか。何かまとめたような気もしますね。直しきれてないんだな。何か……。

仲地 博：ここは住民から見たら、首長がニーズを把握してないというような、不満の表現ですね。

前城充：逢坂さんが正しいというのは、どういうことかと。

島袋純：そうか、逢坂さんがいったのか。

前城充：正しいというのは、これは誰がどう判断するのかっていっていったから、これ解説であるから、多少省いてもいい感じするけど。

島袋純：努めなければなりませんのほうがいいんじゃない。

比嘉俊雄：技術的な面からいうと、こういう文章はリコールが起こったりとか、大変になるんじゃないかな。こんなことまで書かんといけないのかな。

前城充：いかないですよ。されてないから、モデルでは入れないといけないですよ。

島袋純：これはニーズといったときには、一般の人が分かるかという言葉も、疑問もありましたね。ニーズ提示するかとか、いろいろ。

仲地博：ニーズは大丈夫でしょう。

前城充：ニーズを正しく把握するんだ。

島袋純：これはどうしましょうか。そのまま置いておきますか。

仲地博：せっかくだから……。

島袋純：これは問題はないですよ、正しくといわれて、揚げ足取りみたいになるでしょう。正しくってというのは何だっていわれたら困るんですけど。

仲地博：では、適確に変えますか。

島袋純：的確に。的確に把握することに努める。努めますなんだよ、これ。正しくも努める。努めるんですよ。これもいいような気がするんですけど。（笑）

形容詞は、努めることが重要なんであって、それで9-1、2、3はいいですよ、あとは。

あと、選挙公約の達成状況。選挙公約については、逢坂さんが何か文句言ってましたけど、これはだけどそのままでもいいような気がして。

前城充：住民はそれが全部実現できると思っている、だけどそれに向かって取り組むという目標でもある。

曾根淳：もし、当然できることだけを公約にしてしまうと、姿勢というか、たとえば基地を返還するという姿勢は、公約ではいえないのかということになるんですよ。

島袋純：最近、公約といっても、もっといろいろ幅広い概念だから、別にイギリス的なマニフェ

ストを選挙公約とするんじゃないくて、時期も、予算の裏づけも、何もなくても選挙公約掲げたからには説明しないとイケないという。

曾根淳：いわゆる選挙公約という。

島袋純：ただ、本当に説明もしないさ。

中嶋栄子：たしか、達成状況と。たとえば選挙公約が議会で否決されることもあるじゃないですか。その選挙公約が否決されたからできませんというのも、説明責任があるんじゃないかなということ、公約の達成状況について議論したと思うんです。だから、できなかつたらできなかつたでしょうがない、分かったと。でも、そのしょうがないとちゃんと住民に思わせてほしい。ちゃんと説明してほしい。

新崎盛幸：達成状況というより、実施状況。自分はこうやったけど、こうなりました。

前城充：そのうち60くらいですが、それはこういう理由ですって説明して、あとは選挙で判断すればいい。

島袋純：では、達成を実施にかえますか、実現。

前城充：そのままでもいいんじゃないの。

島袋純：では、これはほとんど全部生きと、条文は。問題ないですね。

それで、さっき9-5が復活して、「首長は議会における審議の活性化に協力し、議会がその役割を果たせるように十分配慮しなければならない」というのを足します。それでいいですね。

職員の責務は問題なかったですね。

意思決定。意思って「思う」のほうが何か強そうがいいね。

高良鉄美：法律的言葉ですよ。こころざしの志を使うのが一般的でしょうが、意思というのを「思う」で使うのは民法なんかでも「思う」を使って法的な意味をもたせているもの。だから「思う」がいい。

島袋純：これは何か問題なかったような記憶がありますね。いいですよ、じゃあ。そのまま。

情報の共有ですね、これは何かあったかな。

中嶋栄子：適確のかくは確立の確。てきはどの字に統一されるのかな。目的の「的」ですか。適当の「適」、いろいろありますね。

島袋純：どこですか、何の話ですか、いま。

前城充：27ページの。

新崎盛幸：意志の……。

島袋純：では、情報の共有ですね。情報の共有は、議会と行政の、議会・行政。1条の3段落目の、議会と行政の議会……。これはよかったですよ。知る権利は。

仲地博：議会と行政は情報公開にあたって、住民の個人情報の保護を十分……住民の定義がありますよね。住民以外の……。

島袋純：じゃあ、住民は抜かしませうね。

あとはいいんじゃないですか。ここは議論の必要はなかったんじゃないかな。

あとはいいですか。

次は、財政ですね。これは財政自主権ってあったのを、財政って変えたほうがいいということで、議論もあって変えたんですよ。財政運営とか、ほかの自治体ではそう書いているところもありましたね。評価とか総合計画とかその類と同じようにしたほうが、権利というよりも財政の運営の仕方ですね、そのほうがいいんじゃないかという気がしますよね、確かに。

それだけで、あとは、中身に関しての議論はなかったんじゃないですかね。

あと問題は、住民が予算化するよう請求する権利というのは、これは具体的あるいは個別的な権利として実際に設定されるということなのか、あるいは主権者として、中途的にそういった権利があると想定されているということを行っているものなのか。

普通は、地方自治法上で考えても、請求とか請願の権利があるのでも、今でもないことはないわけですが、それから権利を保障されてないこともないと思うんです。

高良鉄美：全体的にどんなことをいっている。請願の手続きをとってやるというようなではなくて。

島袋純：これは制度は請願だけじゃなくて、本当はもっといろんな制度をつくって、まちづくり講座とか公聴会とか、いろいろ住民から意見を取り入れて、予算措置してくださいよということなんです。

ニセコでは、8月ぐらいから頻繁に住民の説明会、公聴会、それからまちづくり懇話会をやるんです。担当の人がちゃんと住民の前に出て行って。だから、行ったのは、基本的に行政が単にサービスで行っているんじゃないで、住民の権利に基づいて行っている。だから、単なるサービスだけで進めるんじゃないで、基本的にこういった、そもそも住民の権利であるはずだから、その権利に関して何かしらのもっと配慮してくださいと。住民説明会なかったから、条例とか実施要綱なんかなくてもできるんじゃないですか、本当は、やろうと思えば。あんな合併の〇〇〇なんかも。

高良鉄美：こういう住民の説明会とか予算説明会とか、そういうものを開かない場合には、開くようにということですか。

島袋純：権利として認めたからには、そうですね。

高良鉄美：これに基づいて、具体的な手続きとか何とかいうのを、議会があとでやろうと、最終的にやってくれということですね。

島袋純：はい。

仲地博：請求する権利の手続きを条例として書かなければならないという。請求があれば、たとえばごみの収集を週4回にするとかいう請求が出たら、4回にしなければならないということになるのか。そういうことを考えた条文になるのか。

高良鉄美：手続き的なことじゃなくて、請求が認められるかどうかは別として、これまで請願というものは要するに請願書をつけてやるものとか、一応権利はあったわけですよ。ここでは、そうじゃなくてももう1つ、住民説明会の開催という形のものがあるんじゃないかということなんですかね。

仲地博：つまり、予算化するよう要求する権利とはの説明会をやらなければならないという主旨。予算化するというと、具体的に予算を組めということで、この条文を厳格に読むと、この権利に対応して自治体は予算化をする義務を負っているんだというところまでいえるのかどうかですよ。

島袋 純：予算化するというよりも、予算化する用意、請求の手続きという依頼ですね。請求のルートをちゃんとつくってくれと。

高良鉄美：請求権はあるけれども、そういうのは条文上ちゃんとして具体的な請求権を認められるかどうかは別に、新たな請求ルートを条例などでつくるということかな。

仲地博：つまり、この条文の意味は、要求するときにはどこに要求するかとか、そういうことを明確にしなければならないということでしょう。企画課にするかとか総務課にするかとか、ひと言明確にしないよということを求めている。

島袋純：というか、いろんなまちづくり懇談会みたいなものとか、今は基本的に今まで認められているのは、地方自治体に認められている請願とか、それ以外にもさまざまなルートですね。まちづくり懇話会みたいな、例えばなんですけど、そういった、声が反映される手続きですねやっぱり、手続き。どこに対してというよりも、どこに対しても含まれるんでしょうけれども、予算の請求をいつ・どこで・誰に・どのようにして、これすべて、ある程度どこかしらで明確にして、仕組みをつくらないといけない。

曾根淳：という条文じゃ、まずいわけです。つまり、請求する権利をもっています、単純に書いてあると、いつでもどこでも誰でも、通るかどうかは別にして、いわれた人は、職員は、それに対し

て必ずちゃんと全部1人ひとりの声のニーズであっても検討してということになる。

高良鉄美:これはどちらかというと、ちょっと理念的なものじゃないですかね。住民が、たとえば、受身で、さっきいったように、行政が説明するからこれは開くんだよと。こういう要望を聞くのは行政側の主体になった懇談会で聞いてくれというのは、そうじゃなくて、こちらの側に予算のこういったものを請求する権利があるから、予算化する権利があるから、こちらを変えさせていかなければならないという、逆にいうと。公聴会なんも、国会でやるときも、自分の都合で公聴会開いていても、やってくれというけど、アリバイづくりにしかならないものがあるから、そういう立場の明確化というんですか、自分のほうにこういう、主権者の問題といっても、これまでは住民はノータッチというのが多くて、意識されなかったので、住民の側から、住民の都合がつくときに開催請求をする。

つまり住民の側からの権利というのは、主権者からの意思確認というか。それによって、これは基本線ですから、それによってこれをもうちょっと明確化するような手続き必要じゃないか、どうしてもというなら、これは住民側からの要求とか、あるいは議会もこれを尊重して、首長なりがこれの主旨に沿った条例をつくらなければいけないといった場合に、この部分が意味を持つんでしょうね。

島袋純:これは、現在、那覇市などが懸念しているのは、首長が〇〇〇もっていたから、それを侵害しないということですか。

仲地博:要求する権利をもっていますというこの権利が真正な権利、真正なといういい方は非常に合理的ないい方ですけども、正しい意味の権利というふうに誤解されたら困るなど。算化するというのを求める権利で、それに対応する義務が自治体にある。すなわち予算化する・しないということの決定をいちいち住民に知らせる。誰かが、ごみを週4回にしてくれと請求したら、自治体は、いや従来どおり3回にしますとか、請求を認めてじゃあ4回でやりましょうと、いちいち応答するということまで求めているのかなと。そこまでやるとしたら、事務処理は大変だなと。

島袋純:だけど、本当は落としたほうがいいと。請求権というのはそういう意味があるんですか。

前城充:ごみの処理とか、こういう提案は出てくるし、団体からも出てくる。それはちゃんと対応している。

島袋純:よくあるのよりいろんな申請書とかの配給権と、それと同じなような、けんかして認められた場合に、請求権を拒否した場合は全部説明しないといけないという問題が生じるんで、みんなが請求権に基づいて、仮に10万人ぐらい請求したら全部答えないといけない。そうなると大変だなという話。

前城充:この答えがいままでのやり方の答えでいいのか、別に審議会とか設けて、そういう場で審議して答えないといけないのか、情報公開条例みたいに。情報公開請求みたいな感じで。

島袋純：情報開示請求みたいな。

前城充：そこまでくると、時間も労力もかかるけど。

島袋純：たしかに請求権といった場合は、情報開示請求みたいな形の権利になってしまうよということなんですよ。

高良鉄美：どういうことなんですか、たとえばこれに基づいて予算化請求をするというような、申請書なり、そういった様式、これを住民側で作成するのですか。それをやって、予算化するときにあたっては住民の意思の反映を図るという範囲でしかないかもしれませんが。

島袋 純：ただ情報開示請求レベルであるのに、情報開示請求するのかな、予算化の請求書出す人ほとんどいないんじゃないのかという気もするが。だからもし、何かあれだったら、1人で対応してもいいような気もするけどな。

新崎盛幸：しかし、予算化というのは直接〇〇〇するものだから、かえって逆に増えるんじゃない。

島袋純：なるほどね。では、予算編成に参加する権利をもっていますというのは、〇〇〇ですかね。予算編成に参加する権利といったらまずいかな。

前城充：岩手県の藤沢町あたりは、自治会が事業を自分たちで議論して、それに予算書を添えてもってくるのです。これは、そのイメージなのです。実際にやっているところもあるのです。

高良鉄美：議会の予算の議決権とか、あるいは行政の予算編成に直接参加するわけではないですね。

島袋純：その予算編成のプロセスに住民がどうにか関与して、巻き込んでいって、どうにか自分の意見をいえるという、そういった程度のニュアンスですね。

前城充：解説書の中で、予算化の説明として、当然削減も充分考えられるわけですよ。二セコでいえば、最初の何億単位のを、住民で削っていった身丈にあった施設にまとまった事例もあり、これは参加ですよ。

新崎盛幸：要求というのは、〇〇〇。

中嶋栄子：予算化するのを参加する権利を……。

新崎盛幸：要求といったら何かもう、たとえば、小さい話だったら、過去に近いから、〇〇〇していった細かい意味もたくさん……。

中嶋栄子：たとえば、住民はまちづくりのために公共的なサービスや事業を策定するときに参加する権利をもっている。そうすると、また違う条文になるんでしょうか。

仲地博：この2項は、先ほど高良さんが説明したような主旨、この請求する権利というのは、実際にそれに対応して予算化をしたり、あるいはいちいちする・しないなどの応答の義務を負うような権利ではなくて、抽象的なそういう住民の側に主権者として予算の編成について発言する権利があるんだという意味として理解しておきましょう。請願権の一部なんだというのを、わざわざこの解説文に入れますか。そうすると問題なくなるわけですね。

いまの条文解説だったら、予算を請求する権利、削ることを請求する権利というと、何か対応する義務があるのかなというふうに思ってしまうものですね。

島袋純：これ、いまの言葉で、予算化について発言する権利をもっています。意見を述べるとか。発言するとか。

中嶋栄子：予算化に対して発言する権利をもっている。

前城充：一緒だよ。

島袋純：首長に対して。

仲地博：このまちづくりのために公共的なサービスや事業を予算化するよう意見を述べる機会を設けなければなりませんと。

中嶋栄子：首長はですか。

仲地博：そうですね、首長がいいと思いますね。首長は……。

島袋純：住民がですか。

曾根淳：次の3通り〇〇〇。

中嶋栄子：本当だ。

島袋純：これは的にしたかったんだね、住民の。これは1と絡んでいるんじゃない、住民のニーズ、住民共同の家計であるという認識をもたすからこそ、住民が予算についても一生懸命心配して、意見を述べないといけないと。

うん、なくても通じるな。通じるんだけど、わざわざ権利つけたほうが、住民の権利。反射的な利益じゃなくて、これは権利だと。議会と行政は住民ニーズを予算の編成過程に反映させなければなりませんでしょう。だけど、これだったら住民の権利というのが出てこないわけよ。だから、住

民は予算を自主的に自分たちで心配して一生懸命考えて、しかも意見を述べる。

仲地博：公共的なサービスや事業の予算化に反映して意見を述べる権利を、この辺でどうかね。意見を述べるがいいですね。意見を述べる権利をもっています。そしてこれを公共的なサービスや事業をとといういい方をすると、非常に狭くなって感じるわけです。たとえば、職員を減らせとか増やせとか、あるいは事務費は削れとか、予算編成全体に対して意見を述べる権利というふうな主旨が読み取れる。何かやれというふうな話ばかり見えるわけです。公共的なサービスや事業という。何かをやれ・やるだけの話のような気がするんですが、予算の組み方全体について発言する権利と。たとえば、記載はしないでもいいんじゃないか。

島袋純：これはまちづくり、僕らはまちづくりの定義するんですけど、そんなに広くは定義しているんです、自治体運営まで含めて、〇〇〇とか。それでまちづくりのための、まちづくりという言葉はどうですか。

前城充：仲地先生がいった中には、内部の効率化まで入っているんです。そこまで踏み込んで意見がいえるということ。

仲地博：あるいは、効率化をしすぎてかえって弊害が生じているんじゃないかとか、そういうふうなもっとソフトな面まで……。

島袋純：自治体の予算についてってやりますか。

仲地博：まちづくりのためのほうがいいと思いますよ。公共的なサービスや事業というところがね。

島袋純：ちょっと個別具体的になりすぎる。

仲地博：そういう感じがしますよね。もうちょっと広く予算の組み方やあるいは内部的なこと、そんなことまで。

島袋純：もっと広くできるようにということですね。

仲地博：住民のまちづくりのために、予算編成についてはどうですかね。イメージがかえって悪くなりますか。

島袋純：予算編成ということは、住民とはあんまり……。

仲地博：何かやってくれというのは、うしろに削る話がありますが、何かをやってくれとか、それだけのよう。

島袋純：なるほど、個々の陳情みたいになってしまう。

仲地博：たとえば、税金を安くしろとか税金をもっと高くしろとかというのは、この中に入ってこないような感じがするわけです。

曾根淳：住民は自治体の予算編成に対して意見を述べる権利を持つと。まちづくりといっても、何か合わないような……。

島袋純：自治体の財政について。そうか、でも、そのレベルだよ。住民は自治体の財政と予算編成について、置いて。かえって、住民からすればなんかイメージが遠くなってしまふかなという気がするね。

曾根淳：でも、もともとは〇〇〇自治体に使ってもらえば……。

前城充：そこまで必要だよな。将来的に。

仲地博：1項で家計にたとえています。やっぱり貯金の問題なんかも考えるわけですね。基金をどうするとか、だから、医療をどうするか、公共的なサービスや事業を予算化するということだけに限定されるので、もっと広くとらえたほうがよくないかな。

島袋純：では、まちづくり残して。まちづくりのための予算編成について意見を述べる権利をもっています。これでいいんじゃない。予算編成について意見を述べる権利をもっています。

こっちはちょっと入れたほうがいいよね、借金を減らすとか、家計にするという点を加味して、ちょっとこれ入れないといけないですね。2番ちょっと、借金の問題。もう入れると。

次は12-3、これは問題ないんじゃないかな。

12-3、12-4はいいですよ。

島仲徳子：12-4とも関連するんですけど、住民のニーズで、予算の編成のときに意見を述べるという、予算の執行について、使われ方についても、これというのはどこかで〇〇〇されていますか。

島袋純：評価。

島仲徳子：評価で。〇〇〇だけの、具体的に評価のところを出てきませんか。ある程度お金の使い方、使ったことに対して、使われ方について、具体的に。

島袋純：「予算の編成と実施について意見を述べる権利をもっています」にしますか。

仲地博：4が対応しているわけじゃないですか、予算、決算があるから。いま、2の続きですか。

島袋純：いや、3と4、問題ないかなという話をしたら、4が予算と決算があるんだけど、実施

の際に予算の、意見を述べる機会がなければ。〇〇〇としては。それで、予算の編成だけしかないんで、実施の際にも意見もいえると。〇〇〇のような〇〇〇が、編成のときだけでなく、〇〇〇のときに、〇〇〇。〇〇〇もいったけれども、予算をどんなふうに使われたんですかというふうに、そこで聞かれたときに。

〇〇〇といったのは、予算編成期に〇〇〇けど、実施の段階で実をいうとこれ、具体的に、〇〇〇〇予算の実施のときに意見を述べてちょっとして帰る。予算〇〇〇出てこないんだけど、〇〇〇何かやるとき、意見を述べて政策が〇〇〇されて〇〇〇あるかなと思って。だから、決算の際に〇〇〇〇〇いえなくなってしまったら、その間に不利益被るようないろんなことが〇〇〇しまうかなと思って。実施の際にも、何か意見がいえるということは〇〇〇かなと思ったんですけど、そういうことないですか。あるけれども、そうやって予算の実施の際におそらく予算は修正までいかなくても、何かしら意見をいって、悪い言葉かもしれないが、たとえば講習料というのは、この〇〇〇住民が請求したら、もっと高い。10万円、20万円のコースになってしまうとか、講演会やるのも住民任せて、住民が請求して予算組み替えて、〇〇〇に任せて〇〇〇。

中嶋栄子：ニセコでも議会で議決された予算が、1年のうちにいろんなことが起きるので、ころころ変わるといっていましたね（笑）。

発言者不明：党で予算化されて〇〇〇。

発言者不明：だけど、手抜きはどうなんですか、行制度で考えたら、別のが妻での編成という発想はあるんですけど、あるかな。といっても、またこうつくるの、つくれない〇〇〇。実際にはその場編成のということを〇〇〇ない。そうすると、その編成の〇〇〇ことによって、〇〇〇こともあると思います。

発言者不明：そういうのを普通は〇〇〇ですね。

中嶋栄子：予算が議決されてからでも意見がいえるということですね。ですけど、議決後でもそれを審議する、そのつど議会で住民の声を反映させられるかどうか。

島袋純：1項ではだめですか。カバーできないんですか。

曾根淳：何かそういうものがあれば、かなり〇〇〇的な評価、議会の決算の〇〇〇に対応するということは、住民がこの決算はまかりならんとかいって、不適切だったでしょうという権利がある。

島仲徳子：そういう面に予算だけではちょっと片方を忘れていませんかという感じがするんです。予算というのはお金を使う権利ですから、〇〇〇とか〇〇〇任せだったら、一緒につくったものを。

仲地博：さっきの2項を、住民はまちづくりのために予算の編成と執行について意見を述べる権利をもっていますよ。

島袋純：そうでしょうか。

新崎盛幸：自治体に働きに〇〇〇どこかのよその自治体で住所を有していてその自治体に関わっていても、この人たちを住民というふうにとらえましょうという。

島袋純：これは、この家計ですって書いてある段階で、何かしら〇〇〇が発生するような気がする……。ただ、住民というのは〇〇〇というのがあるって、それでその範囲でいいんじゃないかなと。あとは各自治体が実際にやる時はやっていくしかないんじゃないかなと。

中嶋栄子：何かしらニーズをもって、ニーズがあるというか、ニーズに対応するものがある。

発言者不明：〇〇〇というのは、そこに働いている〇〇〇。その考えから、家計〇〇〇ときに、〇〇〇私も〇〇〇一緒に〇〇〇困ると。〇〇〇というのは、〇〇〇と。自分に〇〇〇難しいという。〇〇〇家計の〇〇〇すばらしい〇〇〇近くだけでも、〇〇〇。

（録音不良のため聴取不可）

基づいて、予算編成しなければ、予算編成執行しなければ〇〇〇。

島袋純：いいんじゃないかな、そうしましょうよ。では、文章は二つでいいですか。首長は予算編成と執行をこの条例の精神に基づいて行使しなければなりません。議会は、予算と決議の議決権をこの条例の精神に基づくの、二つにします。

仲地博：はい。では、そうでしょうか。

島袋純：この条例の精神に基づいて行使しなければなりませんというのは一緒なんで、なんかまとめられるかなと。

高良鉄美：首長は予算編成の際に、議会は予算と決算の議決の際にとしたら。

島袋純：なるほど。では、そうしますか。首長は予算編成と執行の際に……こっちは1つは議決権で、こっちは執行の際にで、おかしいですね。

仲地博：これも議決の際にと、予算決算の議決の際に。

島袋純：首長は予算編成と執行の際に、議会は予算と決算の議決の際に、この条例の精神に基づいて……基づかなければなりません。

仲地博：この精神に基づいておこなわなければなりません。議決をこの条例の精神に基づいて行わなければ……議決をするというからいいんじゃないかな。

島袋純：執行をとか、議決をで止ませますか。議決をこの条例の精神に基づいて行わなければなりません。

総合計画。これは議論しましたね、何か。これはもうこれ以上直せないんじゃないかと思うんですが。

比嘉俊雄：1つだけ。基本構想及びこれを具体化するための基本計画ってあるんですが、これは基本構想を具体化するのは、必ずしも基本計画ではなくて、実施計画とかいろいろな計画があるんですね。それで、一般的には、他の自治体のそういう条例を見ても、基本というのは抜かされているんです。具体化するための計画ということで表現されているんですが、どんなでしょうか。

島袋純：基本を取るということですね。これ取ってもあんまり変わらない。じゃあ、とっていいですかね。

高良鉄美：総合計画などというのは、並びのあとにあるものは全部などを入れますか。

中嶋栄子：3行目の、この自治基本条例ってありますけど、ほかは全部この条例、自治基本はとりますか。

発言者不明：そうですね。

仲地博：朝崎さんが指摘したのは、括弧の中の（以下これらを「総合計画など」というところが、基本構想という言葉を使うんだったら基本構想などというけれども、前に出てこない、総合計画という言葉を使うんだったら、もう「など」はいらない。基本構想、具体化する計画、その後の計画も、ですね。3つあるときに、前にある言葉を使うんだったら、基本構想など。基本構想などというのはどうですか。

島袋純：基本構想などにしますか。

仲地博：あるいはこれだけは総合計画、以下これらを総合計画……。

島袋純：そうそう、そうでしたね、総合計画にしますか。では、13-2も総合計画。

まちづくりに関わる仕事の評価。これはなかったですね、議論が。そのままがいいんですかね。じゃあ、いいと。

住民投票制度は問題提起6、15-1とありますね。議会及び首長は、住民発議による住民投票を実施する機会を設定しなければなりません。では、住民投票による直接的な住民投票の発議を可能とする住民投票条例の制定を義務づける規定とは分かりにくいと。何か分かりやすい言葉にできないかという問題提起でしたね。

これは住民の直接発議によって、そのまま住民投票が実施できるような機会を設定しろという話

ですね、これは。例えば、合併協議会、法定協議会への移行とか住民の6分の1あれば住民投票できるさ、議会の議決も無視して、首長の議決も無視して。そういったのをするという話。

曾根淳：つまり、住民の発議があれば、住民投票を実施しなければいけない。

島袋純：そうそう、そういったのを設定しなければならない。何分の何とか、具体的な内容は一切書かずに、とにかく住民の発議によって、直接住民投票に付すことができるような仕組みをつくれと。

曾根淳：機会にというところがあいまいというんでしょうか、機会の設定。

島袋純：だから、機会を設定というのは、条例制定しろという意味には見えないからということじゃないかな。だったんじゃないかな。実施する条例を制定しなければなりません。そしたら、どうかな。

照屋勉：解説では、そのことをはっきりうたっています。

島袋純：機会というのは、条例によって機会を設定する。要綱によってもできないこともないかもしれないけど。

仲地博：これそのときも意味を理解することに時間かかったけど、また忘れてしまったけど。この2項の住民投票の発議権は、住民、議会、首長にありますというのは、1項を受けてだったよね。1項でそういうふうな条例をつくれということだった……。

島袋純：はい、そうです。

仲地博：現在はどうなっているんだ。現在は住民が請求して条例をつくったり、議会が自主的に条例をつくったり、首長が条例をつくったりするわけですね。2項は、現在でもいえるわけね。

島袋純：現在のやつは、ただ、住民の発議による住民投票というのは、直接、議会も首長も、パイパシ的なやつは合併協議会しかないですよ。

仲地博：住民のみで発議はできないと。それを住民のみで発議できるようにしようと、仕組みつくと、そういう意味だったんだ。

比嘉俊雄：発議は、住民発議をしたにしても、投票条例がないとできない。

島袋純：それは、一般的な住民発議のイニシアチブの規定ですよ、それを利用しているだけで、条例の発議であって、住民投票の発議じゃないです。

仲地博：条例をつくれという発議をしているわけですね。住民投票の条例をつくれという発議をしている。

だんだん思い出してきた。問題提起の意味はこういうことですね。この11項では、住民発議による住民投票を実施する機会を設定しなければなりませんと。現在では、住民発議による住民投票はできないと。それを、機会を設定しなければならないというのは、そういうふうな住民発議のみで必ず住民投票に結びつくような、そういうふうな制度をつくらなければいけないと。

島袋純：はい。

仲地博：では、機会を設定しなければならないじゃなくて、そういう制度をつくらなければならないというような主旨の文章に。

島袋純：制度にしますか、言葉は。直接。

仲地博：議会及び主張は、住民発議による住民投票を実施できる制度をつくらなければなりませんと。

前城充：要綱でもできるの、これ。実施できる制度を、徹底ですか、設けるですか。

仲地博：設けるでいいのかな。

島袋純：「設けなければなりません」が、何かいいですね。

照屋勉：条文の解説は、条例を制定しなければなりませんとしています。

仲地博：条例にしますか。

前城充：条例でやったほうがすっきりしますね。やっているところもあるし。

仲地博：これはしかし、大丈夫かな、地方自治法の関係は。

島袋純：あるよ。高松市で住民発議によって、条例はあるんだけど、ただ直接住民投票、義務化するというのが地方自治法上できるかという。

仲地博：高松市のやつはよく分からんけど、こんな条例じゃない、長が必要と認めたら個別のテーマの条例を必要となくして、住民投票ができるという条例になっている。

つまり、いまは合併についての住民投票とか、原発についての住民投票とか、テーマを決めて条例をつくるわけですね。テーマを設けずに、長が必要と認めた場合には、住民投票を行って、住民

の意見を聞くことができるという条例になるでしょう。

テーマも自分が、住民が設定して、しかも署名も、一番多かった、3分の1だったんじゃないかね。3分の1集まれば、いきなりそのままできるという。

島袋純：住民が署名したら必ず住民投票になるという条例？

仲地博：そうそう。じゃあもう、前例があるんだったら、議会及び首長は住民発議による住民投票を行えるというのかな、住民投票を保障する条例を制定しなければなりません。

島袋純：保障する、すごいですね。条例を設定しなければならない。制定。きついな。制定しなければなりません。

曾根淳：つまり、必ず住民投票条例をつくれと。

島袋純：一応、主旨としてはそういう意味だわけよ、この機会を設定しなければなりませんというのは。

曾根淳：それならいいよね。モデル条例だからさ。

仲地博：そしたらもう分かりやすい。

島袋純：そうすると、あとは問題なくなりますか。これ、ほかの自治体の条例見ると、住民投票の権利者というのは、住民は、地方自治法10条だったか、やたら幅広く解釈していて、それでこの住民投票の条文にきたら、住民表を持つ住民はとか、例のやつで国籍要件に該当するような条文を使っている場合が多いんだよ。そういうのが多い。しょうがないですよ、こっち議論して……。

難波田到吾：公職選挙法というのは、本当に問題ないのかということがあるので、たとえば名護の住民投票では、公職選挙法を適用しなかったために、買収まがいのこともまかり通ったという悪い面もあるんですけども、ただ一方で、個別訪問が全然禁止されていなかったのも、それが非常にこの問題を市民の隅々まで考えていく意味では、役に立ったと聞きます。

それで、公職選挙法の戸別訪問を禁止しているのが、本当にこれは民主的なのかということもあると思います。

島袋純：イギリスでは、禁止されてないものね。

照屋勉：過去の住民投票の悪い面をなくすために公職選挙法を準用するとしています。

前城充：やろうと思えばできるんでしょう。

照屋勉：だから、発議者は投票資格規定を除き……。いい面が消されてしまう。

高良鉄美：公職選挙法と別に住民投票実施条例とかね。これが住民投票の条例をつくるわけでしょう。そうすると、その選挙管理的なものを、前は沖縄で県民投票つくるときに県民投票条例があって、規則で知事が制定したが、公職選挙法が適用されないということで、あからさまな面も出てきた。でも、もっと自由にするべき面もあったような気がする。

島袋純：これはとりあえず住民投票条例つくるんだったら、この中に落とし込むこともできないこともないんですよね。というか、やらざるを得ないんじゃないかと思うんですけど。

高良鉄美：必ず実施するためのものは必要です。

島袋純：ええ、だから、省いても問題はないと思うんです。ただ……

曾根淳：入れた精神は、どっちかという、いいイメージじゃなくて悪いイメージがないようにという。

島袋純：そうですね。できるだけなら、新しく一般的な住民投票条例つくるときも、この規定があれば、インチキ……町民とかはどうせつくれんから、ということで、この条例を入れることによって公職選挙法を新しくつくる住民投票条例の中にも入れ込まないといけないということになってしまう。

仲地博：とりあえず、これは省いておいたらどうですか。

島袋純：除きますか。

仲地博：もっと細かい議論をしなければいけないような気がしてきた。

島袋純：取りますか、思い切って。

高良鉄美：本当は公職選挙法にかわる実施条例というのを、別に住民投票条例をつくる以上は、例えば3分の1請求したらできるというふうに一般的にやるわけでしょう。それは住民投票の機会というのがあるんだったら、住民投票を実施するための条例を恒常的に置くわけ。要するに、公職選挙法に換わるものになるわけ。そのときに買収はいけませんとか、利益供与はいけませんとか、いろんなものを置くことができるわけです、実施条例の中に。

島袋純：15条の1によって、住民発議の住民投票というのを条例で制定しないとけないんで、必ずこっちもつくらないとけないというふうになるんですよね。

照屋勉：どこかで公職選挙法が活かされるようにつくりたいといけないというのを。もうそのまま住民投票条例の中で制定していく。

発言者不明：だからいま、仲地先生がおっしゃったように、これ1つひとつの条文がいいとか、だけどあれはだめとか、精査しないといけなくなるから、大変なことになってしまうんで、もうとてもじゃない。

曾根淳：たとえば実施にあたっては公正さが主張されるような制度を設けなければなりませんというふうに……。

島袋純：じゃあ、どうしましょうか。公正さ。

比嘉俊雄：具体的な段階になって、じゃあ私の市町村は公職選挙法を準用しますとか。これは市町村ごとに具体的な各論の中で、具体的に執行する中で、投票条例を制定する段階でこれを書き込んでいく。

島袋純：15条の6を投票資格を除きとかこういう細かいことをいわないで、住民投票は公正な選挙、公明……公正明大。明るい選挙（笑）。

高良鉄美：だから、公職選挙法には公明かつ適正にと書かれている。

島袋純：もう1回。

高良鉄美：公明かつ適正に行われることを確保し。

仲地博：しかし、公明ということは、あんまり意味分かんね。「公明かつ適正に行わなければならない」。

新崎盛幸：透明性とか。

島袋純：透明性って、秘密選挙ですよ。

比嘉俊雄：普通、運動推進するときにはどんなしてやる、公明って使っているの。

島袋純：いや、使わないですね。

島仲徳子：高良先生は、公衆に明らかにすることを公明だと。

仲地博：公明かつ適正でいいでしょう。

島袋純：よし、公明かつ適正に行わなければならない。OK、次。では、自治体の対外関係。あと2つ項目です。

中嶋栄子：対外関係、長いね。

島袋純：36ページですね。これはもうそのままでもいいんじゃないかという話でしたね。

仲地博：長いというのはあれだな、解説がね。

島袋純：これは力入っていて、いいでしょう。

前城充：OK（笑）。

島袋純：これはこのままでも、ちょっと自治法で問題あるでしょう、残しておこうと。16-2とか特に。自治法上じゃないですね、地位協定の関係の問題ですね。

発言者不明：用語の説明って書いてあるけど、用語というのは条文じゃなくて、解説なんだよね。いいのかな。

仲地博：取ったほうがよさそうね。ここだけこう出てきたら、他のところもなんか、解明する。

島袋純：これ、じゃあ注にしましょうか、上のほうをやるということで、注にしましょう。用語じゃなくて注、ボン協定、それでいいんじゃないですか。

高良鉄美：これのうしろについていたら。

島袋純：いや、一番後ろでいいんじゃないですか、注で。これ、特別に残しておきましょう。

では、次は最後の改正手続。住民、議会、首長は、この条例の改正を提案することができます。これは直しましたね。この条例、議員定数の過半数の賛成で、ここちょっといじりましたね。

曾根淳：何かわけ分からなくなって（笑）。

島袋純：また、住民、議会、首長は、13-7、これもないんじゃないかな。

高良鉄美：中黒じゃなくて。

島袋純：中黒じゃなくて。これ議会議員定数の過半数以上の賛成でとかなったんじゃないかな、それを以上を抜いたんです。過半数の過で超えているから。

比嘉俊雄：このままですよ、過半数の賛成で。

島袋純：だから、これは問題ないんじゃないですか。

前城充：はい、OKです。

島袋純：終わった。1年半ご苦労様でした。

(拍手)